

松原市第4次障害者計画  
第7期松原市障害福祉計画及び  
第3期松原市障害児福祉計画



令和6年3月

松原市



## はじめに

本市では、「障がいのある人もない人もいきいきと暮らせるまちづくりを目指す」を基本理念とした「松原市第3次障害者計画」と「第6期松原市障害福祉計画及び第2期松原市障害児福祉計画」を策定し、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現を目指してまいりました。



国においては、令和3年5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、令和4年5月には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が制定されるなど、関係法令の制定や改正が行われ、障がい者自らの意思決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自己実現できる社会を目指して施策を総合的に推進しています。

そのような中、本市では、障がい者等の地域生活支援の強化や災害時における避難対策の充実を図るとともに、セーフコミュニティ活動においても、安心・安全なまちを目指して市民の皆様と協働で取り組みを進めており、誰もが支え合いながら安心して暮らせるまちづくりを総合的かつ計画的に展開しているところです。

このたび、「松原市第3次障害者計画」と「第6期松原市障害福祉計画及び第2期松原市障害児福祉計画」の計画期間が終了することから、その基本理念を継承するとともに、障がい者施策のさらなる充実を図るため、「松原市第4次障害者計画」と「第7期松原市障害福祉計画及び第3期松原市障害児福祉計画」を策定しました。

今後もこれらの計画に沿って、障がい者等が自己選択と自己決定を行うことができるよう支援をするとともに、安心・安全な暮らしが実現できるよう、総合的な支援の充実に努めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました委員各位をはじめ、アンケート調査等にご協力いただいた市民の皆様、事業所、関係機関の方々に心よりお礼を申し上げますとともに、今後の計画の推進につきまして、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

松原市長 澤井 宏文

# 目次

第1部 総論 .....	1
第1章 計画の基本的な考え方 .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	4
3 近年の国・大阪府の主な動向 .....	5
4 計画の期間 .....	6
5 計画の策定体制 .....	6
第2章 本市における動向 .....	7
1 総人口の推移 .....	7
2 障害のある人の数等の推移 .....	8
第2部 松原市第4次障害者計画 .....	14
第1章 計画の基本理念と目標 .....	14
1 基本理念と基本目標 .....	14
2 重点課題 .....	15
第2章 第3次障害者計画のふりかえり .....	17
1 暮らし .....	17
2 生きる .....	20
3 学び育つ .....	22
4 はたらく .....	26
5 住む・つながる .....	27
第3章 施策体系と施策の展開 .....	30
施策体系 .....	30
テーマ1 生きる .....	31
テーマ2 暮らし .....	34
テーマ3 学び育つ .....	40
テーマ4 はたらく .....	44
第4章 計画の推進体制 .....	46
1 施策の推進 .....	46
2 進捗状況の点検・評価 .....	46
3 計画の周知と協働の推進 .....	46
4 国や大阪府、近隣市との連携 .....	46
第3部 第7期松原市障害福祉計画及び 第3期松原市障害児福祉計画 .....	47
第1章 計画の策定にあたって .....	47
1 計画策定の背景 .....	47
2 計画の対象 .....	47
3 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に係る基本指針 .....	47

第2章 計画に掲げる成果目標 .....	49
1 施設入所者の地域生活への移行 .....	49
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	50
3 地域生活支援拠点等の充実 .....	53
4 福祉施設から一般就労への移行等 .....	55
5 障害児支援の提供体制の整備等 .....	57
6 相談支援体制の充実・強化等 .....	59
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 .....	60
8 松原市子ども・子育て支援事業計画との連携 .....	61
第3章 第6期計画期間におけるサービスの利用状況 .....	62
1 障害支援区分の認定及びサービス支給決定の状況 .....	62
2 障害福祉サービス .....	63
第4章 障害福祉サービス等の利用見込み .....	79
1 訪問系サービスの利用見込量 .....	79
2 日中活動系サービスの利用見込量 .....	82
3 居住系サービスの利用見込量 .....	86
4 相談支援の利用見込量 .....	87
5 障害児支援サービスの利用見込量 .....	88
6 地域生活支援事業の見込み .....	90
7 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項 .....	97
第5章 計画の推進に向けて .....	99
1 計画の推進体制と評価・管理 .....	99
2 連携・協力の推進 .....	99
3 制度の円滑な実施とサービスの質の確保 .....	100
資料編 .....	101
1 計画策定の体制 .....	101
2 計画の策定経過 .....	102
3 松原市障害者施策推進協議会条例 .....	103
4 松原市障害者施策推進協議会委員名簿 .....	105
5 松原市地域自立支援協議会規則 .....	107
6 松原市地域自立支援協議会委員名簿 .....	110
7 松原市手話言語条例 .....	111
8 アンケート調査の実施概要 .....	113
9 ヒアリング調査の実施概要 .....	114
10 パブリックコメントの実施概要 .....	115
11 障害種別ごとの実績値 .....	116
12 障害種別ごとの見込量 .....	127
13 用語解説 .....	136



# 第1部 総論

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

#### (1) 計画策定の目的

私たちが暮らす社会においては、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

また、近年、障害のある人や家族の高齢化、障害の重度化が進む中で、障害福祉サービス等に対するニーズはますます複雑多様化しており、全ての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められます。

本市では、平成30年(2018年)3月に「松原市第3次障害者計画」を策定し、「障害のある人もない人も安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指す」を基本理念として掲げ、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし、自己選択と自己決定のもとに自立と社会への参加・参画を実現できるように、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ計画的に展開してきました。

また、平成18年(2006年)3月に策定した「松原市障害福祉計画」を、以後3年ごとに改定するとともに、平成30年(2018年)3月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)及び「児童福祉法」の改正を受けて新たに策定した「松原市障害児福祉計画」により、障害福祉サービス、障害児支援サービス等が身近な地域において提供されるよう推進してきました。

このたび、前計画である「松原市第3次障害者計画」「第6期松原市障害福祉計画及び第2期松原市障害児福祉計画」の計画期間が令和5年度(2023年度)をもって終了することから、「障害者基本法」及び「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の規定に基づき、新たな「松原市第4次障害者計画」「第7期松原市障害福祉計画及び第3期松原市障害児福祉計画」を策定し、障害者・児施策の基本的方向性と具体的な取組について定めるとともに、障害福祉サービス等の具体的な成果目標と活動指標を設定し、その達成方策を明らかにします。

## (2) 国や大阪府の動向

前計画の策定に前後して、国においては、障害のある人に関わる様々な制度の改革に向けられた検討が進められ、多くの関係法令が制定・改正されました。

また、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等が希望する生活を実現するための施策の充実・強化が求められています。

近年の法制度の制定・改正状況は次の項目で概要をまとめています。

また、大阪府においては、令和6年を始期とする「第7期大阪府障がい福祉計画」と「第3期大阪府障がい児福祉計画」の策定を進めているところであり、障害福祉施策のより一層の総合的・計画的な推進に向けて各種の取組が進められる予定です。

## (3) 国における法令等の制定・改正

### ～関連法の制定・改正～

- ◆ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)の制定  
(令和元年(2019年))

視覚障害者等の読書環境の整備推進に関し、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定め、国や自治体が果たすべき責務等を明記し、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現に寄与することを目的としたものです。

- ◆ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の一部を改正する法律の制定  
(令和2年(2020年))

高齢者や障害者等の自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準(移動等円滑化基準)への適合を求めるとともに、バリアフリー化推進のため、既存の施設への基準適合の努力義務等が定められました。

◆ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の制定  
(令和3年(2021年))

令和3年5月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)が改正され、令和6年4月1日から、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。これまで民間の事業者の「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体等と同様に「義務」とされます。

◆ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律の制定  
(令和4年(2022年))

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するために下記の①から⑤等の措置を講ずるとされました。

- ①障害者等の地域生活の支援体制の充実
- ②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進
- ③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
- ④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
- ⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備

◆ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の制定  
(令和4年(2022年))

今般の改正は、精神保健福祉法が障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制を整備するためのものです。

◆ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の制定  
(令和4年(2022年))

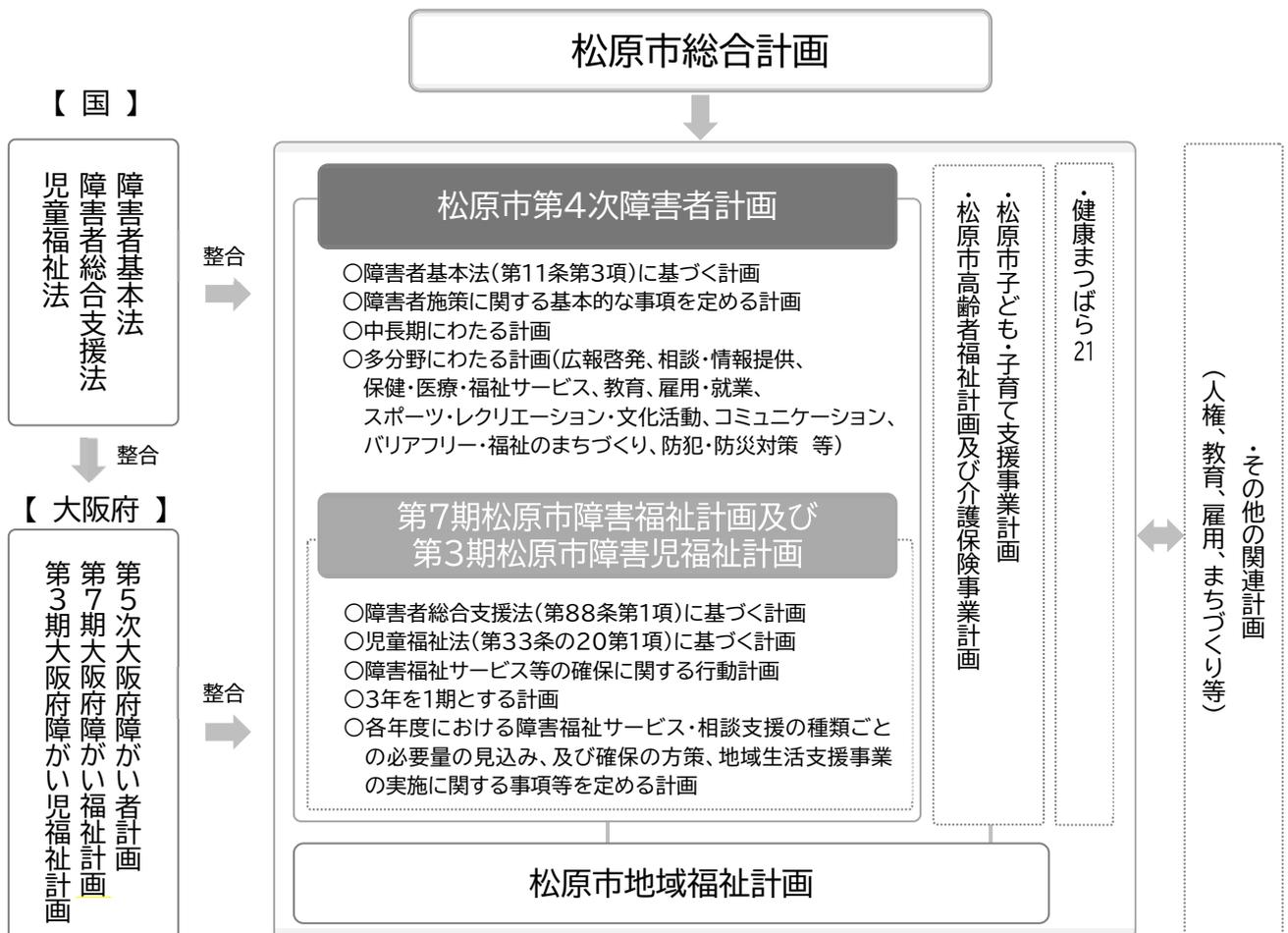
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定めること等により、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進するものです。

## 2 計画の位置づけ

「松原市第4次障害者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画であり、市が今後進めていく障害者施策の基本方向や目標を総合的に定める計画です。

本計画は、「松原市第5次総合計画(令和元年度～令和8年度)」を最上位計画とし、「松原市地域福祉計画」「松原市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」「健康まつばら21」「松原市子ども・子育て支援事業計画」等の保健福祉分野における関連計画、教育・雇用・人権・まちづくり等、関連分野における施策との整合を図りながら推進します。

「松原市第4次障害者計画」と「第7期松原市障害福祉計画及び第3期松原市障害児福祉計画」の関係については、前者が障害のある人に関わる施策全体の基本方向を分野ごとに明らかにする基本計画であるのに対して、後者は障害者総合支援法及び児童福祉法で規定された障害福祉サービスや障害児支援サービス等の実施内容とその事業量及び目標数値を明らかにする実施計画という位置づけになります。



本計画は持続可能な開発目標 SDGs(エスディー・ジーズ)における全17の目標分野のうち、「目標1 貧困をなくそう」「目標3 すべての人に健康と福祉を」「目標4 質の高い教育をみんなに」「目標8 働きがいも経済成長も」「目標10 人や国の不平等をなくそう」「目標11 住み続けられるまちづくりを」「目標16 平和と公正をすべての人に」「目標17 パートナーシップで目標を達成しよう」の8分野に関わる施策内容を含んでいます。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### 3 近年の国・大阪府の主な動向

国では、令和3年5月に「障害者差別解消法」が改正され、令和6年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

令和4年5月には、全ての障害者が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するために必要とする情報を十分に取得、利用し、円滑に意思疎通を図ることができるよう「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)が施行されました。

大阪府では、大阪府障がい者自立支援協議会による「地域における障がい者等への支援体制について」の報告が令和5年3月に公表されています。

## 4 計画の期間

「松原市第4次障害者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6か年を計画期間とします。障害のある人を取り巻く社会環境に多大な影響を与える社会情勢の変化や法令・制度の変更が生じた場合は、適時に必要な見直しを行います。

「第7期松原市障害福祉計画・第3期松原市障害児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
松原市第3次障害者計画 (平成30年度～令和5年度)			松原市第4次障害者計画 (令和6年度～令和11年度)					
第6期松原市障害福祉計画 第2期松原市障害児福祉計画			第7期松原市障害福祉計画 第3期松原市障害児福祉計画			第8期松原市障害福祉計画 第4期松原市障害児福祉計画		

## 5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「松原市障害者施策推進協議会」及び「松原市地域自立支援協議会」において審議を行い、計画内容に関し議論を重ねました。

計画策定のための基礎資料を得るために、市民(障害者手帳所持者・障害者手帳所持者以外)アンケート調査を実施し、障害のある人の生活状況やニーズ、現行の施策・事業に対する評価等について把握し、分析を行いました。

上記アンケート結果を補完し、より具体的な問題提起や要望を把握するため、市内の障害者団体等を対象にヒアリング調査を実施し、実態把握に努めました。また、広く一般市民からパブリックコメントを募集し、計画内容の見直しへの反映に努めました。

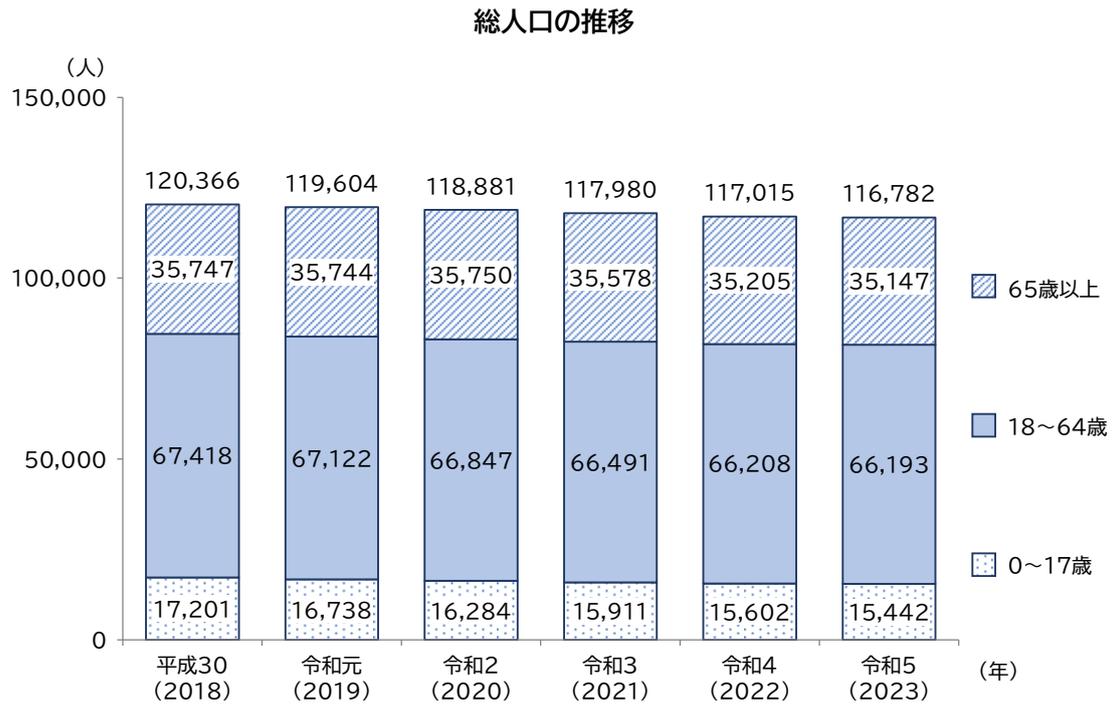
庁内の策定体制として、制度・分野ごとの縦割りを超えて庁内組織横断的な連携体制のもとに、施策の検討並びに情報共有を行いました。

## 第2章 本市における動向

### 1 総人口の推移

本市の総人口は年々減少しており、令和5年に116,782人となっています。

年代別にみると、増加傾向にあった「65歳以上」が令和3年以降減少に転じたことにより、「0～17歳」「18～64歳」「65歳以上」いずれも減少傾向となっています。



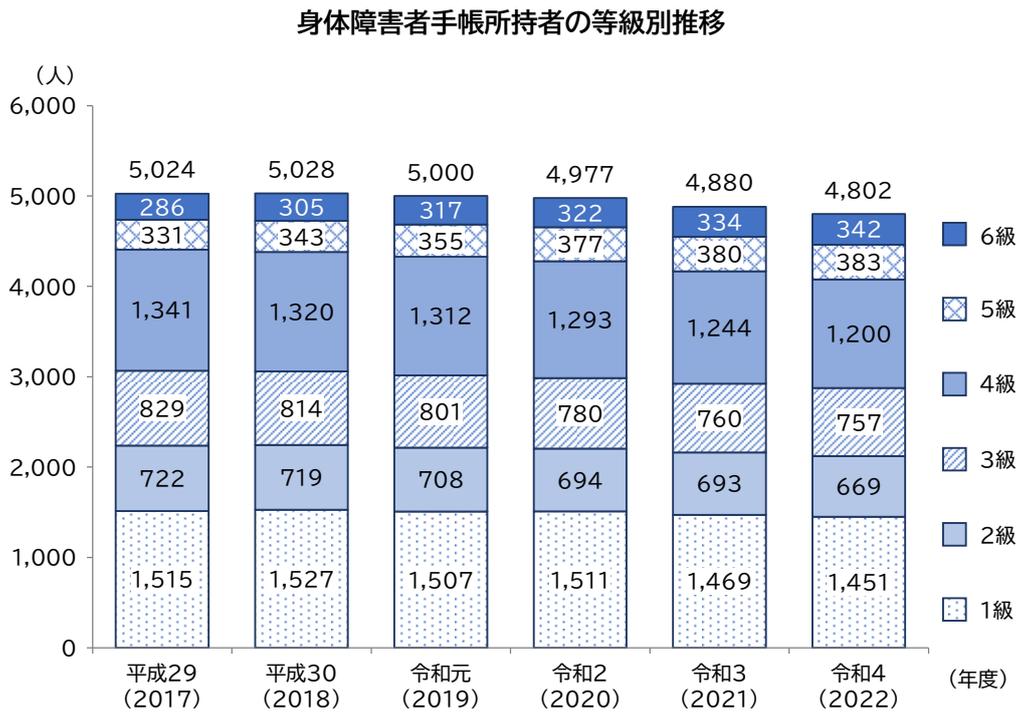
資料:住民基本台帳(各年10月末日現在)

## 2 障害のある人の数等の推移

### (1) 身体障害者手帳所持者数の推移

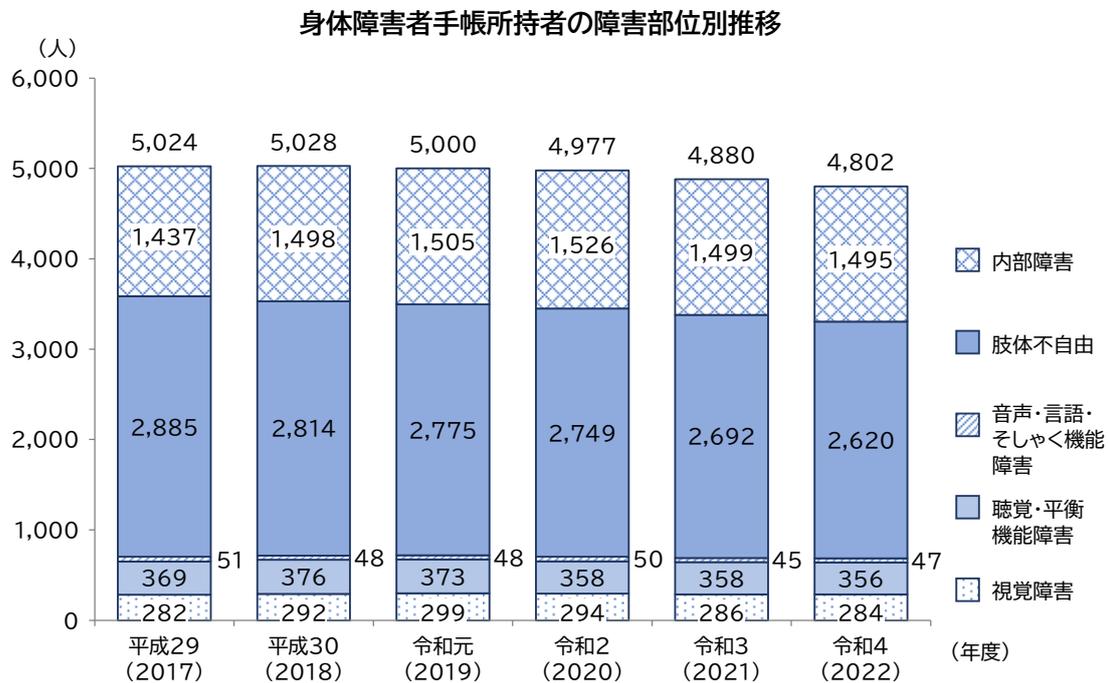
身体障害者手帳所持者数の推移をみると、手帳所持者数は減少傾向にあり、令和5年3月末日現在4,802人となっています。

等級別の推移をみると、1級の手帳所持者数が1,451人と最も多く、次いで4級の手帳所持者数が1,200人となっています。



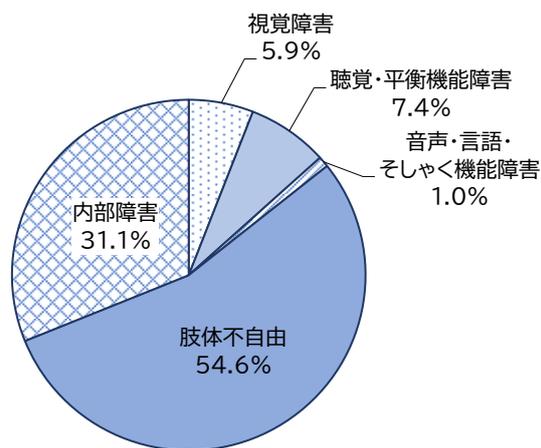
資料：福祉行政報告例(各年度未現在)

身体障害者手帳所持者数を障害の部位別で見ると、肢体不自由が2,620人(54.6%)と最も多く、次いで内部障害が1,495人(31.1%)となっています。



資料:福祉行政報告例(各年度末現在)

### 障害部位別構成比



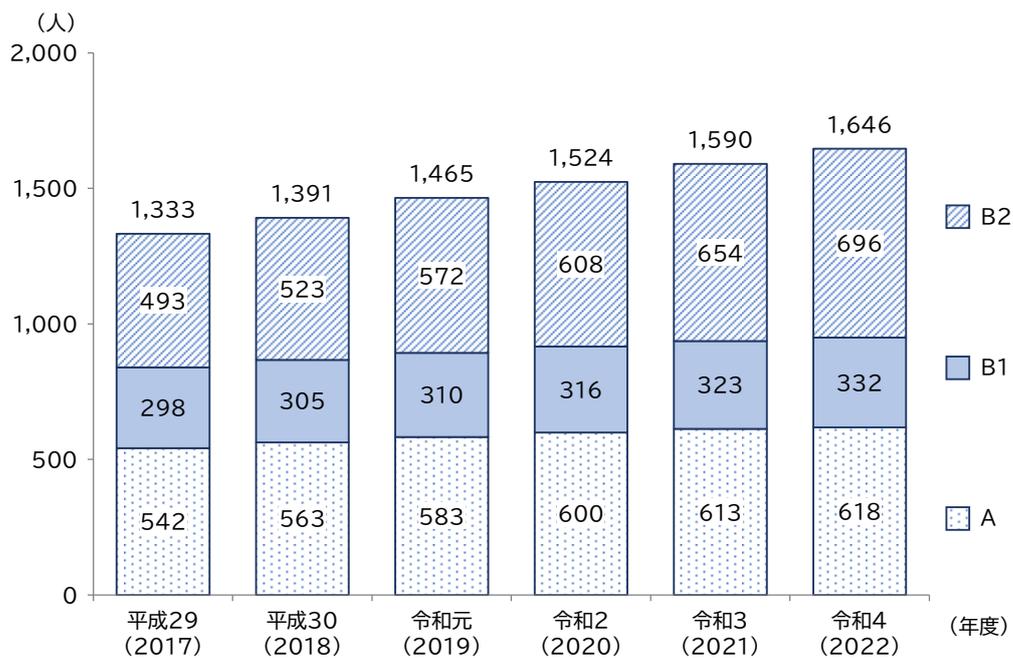
資料:障害福祉課(令和5年3月末日現在)

## (2)療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年3月末日現在1,646人となっています。

程度(判定)別の推移をみると、B2の手帳所持者数が696人と最も多く、次いでAの手帳所持者数が618人となっており、B2の手帳所持者数の伸びが大きくなっています。

療育手帳所持者数の障害の程度別推移

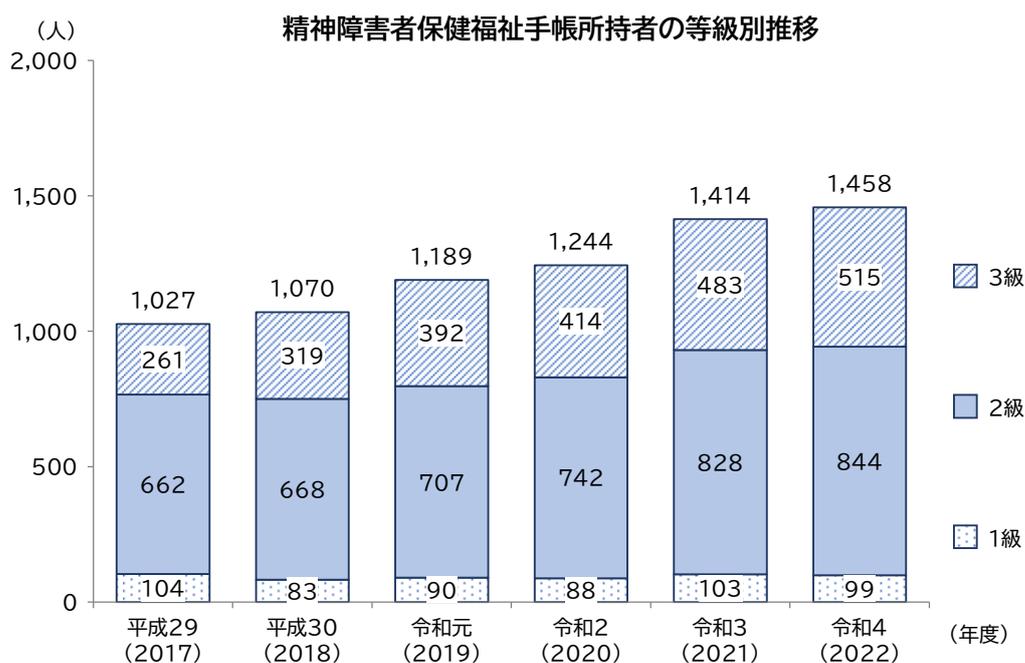


資料:福祉行政報告例(各年度末現在)

### (3)精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年3月末日現在1,458人となっています。

等級別の推移をみると、2級の手帳所持者数が844人と最も多く、次いで3級の手帳所持者数が515人となっています。2級と3級の手帳所持者数は増加傾向と、1級の手帳所持者数は横ばい傾向となっています。



資料：福祉行政報告例(各年度末現在)

### (4)年齢別障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者の割合を年齢別でみると、身体障害者手帳所持者数は「65歳以上」が10.25%と、療育手帳所持者数は「18歳未満」が2.48%と、それぞれ他の年齢層と比べて高くなっています。

年齢層別障害者手帳所持者数

単位：人

	18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上	合計
人口総数(住民基本台帳人口)	15,442	66,193	35,147	116,782
身体障害者手帳所持者数	75 (0.49%)	1,164 (1.76%)	3,601 (10.25%)	4,840 (4.14%)
療育手帳所持者数	383 (2.48%)	1,173 (1.77%)	93 (0.26%)	1,649 (1.41%)
精神障害者保健福祉手帳所持者数	95 (0.62%)	1,185 (1.79%)	237 (0.67%)	1,517 (1.30%)

資料：庁内調べ(令和5年10月末現在)

注記：下段は年齢層別の人口総数に対する比率

## (5)障害児の就学・就園状況

令和4年5月1日現在、市内の小中学校における支援学級は計106学級で、在籍児童・生徒数は566人となっており、在籍児童・生徒数は増加傾向にあります。また、視覚支援・聴覚支援・支援学校に通っている児童・生徒数は計58人となっています。

### 支援学級の状況(小学校)

単位:人

	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
設置校数(校)	15 校	15 校	15 校	15 校	15 校	15 校
総児童数	5,559	5,509	5,369	5,279	5,137	5,005
学級数(学級)	55 組	60 組	64 組	64 組	68 組	74 組
児童数	258	284	309	343	362	411

資料:教育委員会(各年5月1日現在)

### 支援学級の状況(中学校)

単位:人

	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
設置校数(校)	7 校	7 校	7 校	7 校	7 校	7 校
総生徒数	3,091	2,863	2,759	2,643	2,657	2,601
学級数(学級)	22 組	25 組	27 組	27 組	28 組	32 組
生徒数	108	104	112	123	140	155

資料:教育委員会(各年5月1日現在)

### 視覚支援・聴覚支援・支援学校在籍者数

単位:人

	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
小学部	25	27	23	31	30	28
中学部	23	17	16	18	28	30
合計	48	44	39	49	58	58

資料:教育委員会(各年5月1日現在)

### 保育所における障害児の在籍数

単位:人

	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
在籍児童数	2,117 (902)	2,135 (885)	2,180 (916)	2,193 (881)	2,154 (887)	2,147 (877)
在籍障害児数	80	90	82	83	94	96

( )内は3歳未満 資料:子ども施設課(各年5月1日現在)

## (6)職員における障害のある人の雇用状況

令和5年3月末日現在、松原市役所における障害のある人の雇用人数は22人となっています。算定基礎労働者数に対する雇用率は3.35%であり、法定雇用率(2.60%)を満たしています。

本市の職員における障害のある人の雇用状況

	算定基礎労働者数	障害のある人の雇用人数	雇用率
平成 29 年度 (2017)	627.0人	23.0人	3.67%
平成 30 年度 (2018)	616.0人	25.0人	4.06%
令和 元 年度 (2019)	601.0人	20.0人	3.33%
令和 2 年度 (2020)	661.5人	22.0人	3.33%
令和 3 年度 (2021)	656.0人	22.0人	3.35%
令和 4 年度 (2022)	657.5人	22.0人	3.35%

資料:大阪労働局(各年度末現在)

## 第2部 松原市第4次障害者計画

### 第1章 計画の基本理念と目標

#### 1 基本理念と基本目標

本計画では、これまでの基本理念「障害のある人もない人も安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指す」を継承し、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、尊厳の尊重と障害者の権利の実現を目指します。そのために、誰もが生まれながらに持つ固有の尊厳に焦点を当てる「障害の人権モデル」を基礎とし、その上で、障害とは、障害者と障害者を取り巻く社会環境の相互関係によりもたらされているという「障害の社会モデル」の考え方にに基づき、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って共に社会の一員として、社会活動に参加し、安心・快適な生活を送ることができる共生社会の充実を目指します。

#### 基本理念

障害のある人もない人も 安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指す

#### 3つの基本目標

##### 一人ひとりが望む暮らしができるまち

障害者本人の自己決定を尊重する観点から、障害者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう支援した上で、個別的な支援の必要性を踏まえつつ、ライフステージに応じた生活支援を充実し、本人が望む暮らしの実現を目指します。

##### 自らの能力を発揮して自己実現できるまち

乳児から成人まで個人の成長段階に応じて、保健・医療・福祉・教育等の必要な支援を一体的に受けられる体制づくりにより、一人ひとりの持てる能力の発揮を促すとともに、生きがいや生活の質の向上につながる自己表現、自己実現を支援します。

##### 誰もが安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくり

物理的なバリア(障壁)のみならず、社会的、制度的、心理的、情報面での障壁をできる限り除去することを目指すとともに、障害の有無、年齢、性別等に関わらず多様な人々が利用しやすいように、生活環境をデザインするユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを推進します。

## 2 重点課題

基本目標を達成するため、次の重点課題に取り組みます。

### ①健やかな暮らしをつくる

障害のある人が住み慣れた地域で、心豊かに自立した生活を送るためには地域の人々の障害や障害のある人に対する理解が不可欠ですが、依然として障害のある人に対する理解が十分とは言えず、差別や偏見も残っています。障害や障害のある人に対する理解を深める活動の促進と差別や偏見をなくすことが課題となっています。

また、障害のある人やその家族が住み慣れた地域で生活していく上で、障害の状況や生活実態に応じた福祉サービスを主体的に選択できるよう、障害福祉サービスの提供体制を充実していく必要があります。しかしながら、重度の障害がある人に対するサービスの受け皿や、介助者の負担軽減等の課題が残っています。サービス提供事業者におけるマンパワーの確保や障害のある人の自立に結びつく適切なサービス利用を支援するケアマネジメントシステムの充実等、サービスの質の向上を図っていくことが重要となっています。

障害のある人が地域の中で自立して生活するためには、住宅環境の整備・改善や道路・交通・公共施設等のバリアフリー化とともに、全ての人々が安全で快適に生活できるまちとなるユニバーサルデザインの考え方のもと、環境整備の推進が課題となっています。

近年、多発している災害をはじめとする緊急時の避難・救援体制の整備は、障害の有無に関わらず重要な課題ですが、特に障害のある人にとっては、身近な地域の協力による避難支援と安心できる避難生活の体制づくりが必要です。

関連分野

●生きる(差別の解消と権利擁護) ●くらし(生活支援、生活環境)

### ②未来を拓く人づくり

障害のある人が自立し、社会参加を果たしていくためには、乳幼児期から一貫した教育・育成を、一人ひとりの障害特性や教育ニーズに応じて行っていくとともに、インクルーシブ教育の充実が求められています。そのためには、学校・保育所等における内部体制の整備だけでなく、支援学校をはじめ医療機関や子ども家庭センター、障害児通園施設等と連携し、早期療育から障害児保育・教育における個別最適な学びの支援が行える体制を整備していくことが課題となっています。

このほか、障害のある人の生活の質を高めていく上で、スポーツ活動や文化・芸術を通じた社会参加、生きがいづくりへの対策も重視していく必要があります。こうした社会参加活動は、行政機関等が実施する公的なサービスや制度だけでなく、地域に暮らす住民や当事者団体、ボランティア、NPO、民間事業者等の活動との連携・協力が必要不可欠であり、連携・協働体制づくりを行っていくことも重要な課題となっています。

関連分野

●学び育つ(療育・教育、社会参加)

### ③元気なまちづくり

障害のある人が社会の構成員としての役割を果たす上で、あるいは自己実現を図る、就労生活において自立することの意義は極めて大きいものがあります。しかし、現状では、障害のある人の雇用・就労については依然として厳しい状況となっており、就労前・就労後を含めた総合的な支援の拡充を図っていくことが重要な課題となっています。

関連分野

●はたらく(雇用・就業)

## 第2章 第3次障害者計画のふりかえり

### 1 暮らし

#### 【生活支援】

注記：「◎」は重点的に推進する取組を表す。(以下、同様)

取組	取組状況
①相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者又はその保護者等が抱える日常生活上の様々な問題に対して的確に対応できるよう、身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神保健福祉相談員への相談窓口を市ホームページ、「福祉のてびき」等で周知しました。</li> <li>●障害児の学校種別や障害者のライフステージで途切れることがないように日頃から各相談機関の連携を図り、支援の継続・調整を行うとともに、個人情報保護に留意しながら支援に必要な情報を共有し、重層的支援体制の構築を進めました。</li> <li>●民生委員・児童委員の障害者福祉部会にて市内委託相談支援事業所の周知を行う等、地域での相談支援体制の強化に努めました。</li> <li>●庁内関係課や藤井寺保健所、医療機関と連携し、地域において医療受診やカウンセリング等の適切な支援が受けられるように努めました。</li> </ul>
②ケアマネジメント体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者が望む生活を実現できるよう、本人の意向を尊重し、福祉、保健、医療、教育、就労等の幅広いニーズに対して地域の社会資源を最大限活用して、総合的・継続的にサービス供給の確保に努めました。</li> </ul>
③障害福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市ホームページ、「福祉のてびき」等を通して、障害者手帳制度の周知を図るとともに、申請受付から交付までの期間短縮に努めました。</li> <li>●一人ひとりの障害特性と生活環境に合った適切なサービス利用計画が作成されるよう、サービス利用計画の精査を行いました。</li> <li>●利用者の希望通りに自立支援給付におけるサービスを提供できるよう、事業者の参入及び利用の確保に努めましたが、慢性的な人員不足が続いています。</li> <li>●障害者を介護する家族の負担を軽減するため、「短期入所」や「日中一時支援事業」等を実施しました。</li> <li>●療育や放課後の余暇活動を希望する障害児が、「放課後等デイサービス」を利用できるよう支援しており、サービスの提供体制は充実しました。</li> <li>●サービスの実施にあたっては、市や相談支援員が利用者の意向等を丁寧に聞き取った上で事業者への情報提供を行うことで、利用者の意向に沿ったサービスの提供に努めました。</li> <li>●市は事業者と定期的に電話、面接等でサービス提供状況を把握して、事業所の運営状況及びサービス内容について確認を行いました。</li> </ul>
④地域生活支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者の日常生活を容易にするために「日常生活用具給付等事業」「補装具費給付事業」を実施しました。利用件数は、年々増加しています。</li> </ul>
⑤福祉手当制度等の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「障害者等タクシー料金助成事業」や交通機関の割引等の各種制度、公的年金制度や各種福祉手当、税の控除や軽減措置等の情報を市ホームページ、「福祉のてびき」等により周知するとともに、窓口や相談受付時において情報提供を行い、障害者と家族の経済的負担の軽減に資するよう努めました。</li> </ul>

取組	取組状況
⑥移動・コミュニケーション支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある人の社会参加を支援するため、松原市社会福祉協議会がボランティア派遣の対応を行いました。</li> <li>●障害のある人がスポーツ・レクリエーション及び文化活動に参加する際に、送迎やガイドヘルパー・手話通訳者・要約筆記者の派遣等を行いました。</li> </ul>

## 【健康】

取組	取組状況
①母子保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妊娠届出時に、助産師等による面談・アセスメントを実施し、妊娠後期にはアンケートにて、面談希望の有無を把握し、個別対応を行いました。</li> <li>●マタニティスクールで妊娠、出産、子育てに関する知識の習得を図り、妊娠届から始め、妊娠、出産、子育てに関して切れ目のない支援として、各種相談・指導・助言を行いました。</li> <li>●乳幼児健診、健康相談等の結果、経過観察を必要とする乳幼児を対象に小児科医や心理相談員による健診、相談を行いました。「発達検査(心理)」の受診数は増加傾向にあります。</li> <li>●「4か月児健康診査」、「1歳7か月児健康診査」、「3歳6か月児健康診査」の未受診児に対して、受診の再勧奨や、子育て支援課と連携し、未所属児に対し、保健師の訪問等で児童の現状把握に努めました。4か月児と1歳7か月児の未受診数は横ばいですが、3歳6か月児の未受診数は減少しています。</li> <li>●相談、訪問指導の実施後、必要な時に行う集団教室による遊びを通じ、母子関係の健全化を図り、児童の発達を援助しました。「幼児教室」の延べ参加者数は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度と令和3年度は大幅に減少しましたが、令和4年度はコロナ前の7割程度にまで回復してきています。</li> </ul>
②成人に対する保健の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定健診及び各種がん検診の受診勧奨を行い、疾病の早期発見、早期治療につなげ、健診データで問題のあった人には、特定保健指導を行い、生活習慣病等の予防に努めました。要指導者に対して、医師、栄養士等による健康相談を行い、必要であれば、医療機関への受診を勧奨する等、保健指導を行いました。「在宅障害者健康管理事業」の実績は年10件程度で推移し、各種がん検診の受診率はいずれも横ばいで推移しています。「健康教室」開催回数は新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度から令和4年度までは、それより以前の約半分の回数となりました。</li> <li>●「こころと体のはつらつ教室」「転倒予防教室」「レッツ筋力トレーニング教室」をはじめとする介護予防教室において、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が評価し改善の可能性の助言を行い、介護予防の取組を総合的に支援する「地域リハビリテーション活動支援事業」を実施し、介護予防の推進を図りました。各種事業の延べ参加者数は、新型コロナウイルス感染症の影響で教室の開催を見送ったため、令和2年度以降大幅に減少しました。</li> </ul>

取組	取組状況
③医療費助成制度、医療サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市ホームページ、「福祉のてびき」等により、医療費助成制度等の周知を図りました。</li> <li>●「自立支援医療費」や「重度障害者医療費助成」等により、経済的負担の軽減を図りました。</li> <li>●南河内2次医療圏6市2町1村で準夜初期救急医療体制についての協定により救急医療体制整備に努めました。</li> <li>◎市(地域保健課・高齢介護課)と松原市医師会を中心とした地域医療介護連携推進委員会によって医療・介護連携を推進しました。</li> <li>◎松原市医師会発行の「「かかりつけ」医療機関高齢者福祉マップ」を、必要とする市民へ配布しました。</li> <li>◎松原市医師会のホームページにおいて、地域の医療機関の情報提供を行うほか、地域医療介護連携会議を定例で開催し、テーマ別勉強会や市民に対する啓発活動を行いました。</li> <li>◎松原市歯科医師会のホームページにおいて、障害者を受け入れるクリニックの一覧を掲載し、情報提供を推進しました。</li> <li>●障害のある人が入院した場合、入院中から医療機関と連携を図り、退院後に利用できる障害福祉制度やリハビリを受けられる事業所の案内等を行い、スムーズに家庭復帰や社会復帰が果たせるよう支援しました。</li> <li>●在宅の要介護高齢者に対し、タクシーの利用料金の一部を助成することにより、生活行動範囲の拡大と社会参加の促進に寄与するとともに、要介護高齢者の福祉の増進を図りました。</li> </ul>
④難病患者への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市ホームページ、「福祉のてびき」等で、難病に関する啓発や利用できる障害福祉サービスの周知に努めました。</li> <li>●藤井寺保健所と連携し、広報まつばら等で難病についての啓発を行いました。</li> <li>●藤井寺保健所が行う市民の難病申請がスムーズに実施できるよう市立保健センターを申請場所として提供しました。</li> </ul>

## 2 生きる

### 【権利擁護】

取組	取組状況
① 人権意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市政全般においては、障害のある人の人権尊重を基本精神として、施策を推進しました。市職員・市内の学校・幼稚園教員に対する人権研修を実施して、人権意識の高揚を図りました。</li> <li>● 「人権市民セミナー」や「出かける人権講座」を実施し啓発活動を推進しましたが、ともに令和3年度以降の延べ参加者数が減少しました。</li> <li>● 市内小学校への出前授業により障害についての理解、啓発を行うほか、精神障害者への理解、啓発のため、障害福祉サービス事業所や訪問看護事業所、藤井寺保健所と連携して「こころの健康パネル展」を開催し、障害を理解するためのパネル展示やパンフレット配布を行いました。</li> <li>● 発達障害をテーマに要保護児童対策地域協議会の研修会を実施し、市職員、保育士、民生委員・児童委員等の日頃から障害児と関わる人が多い人が障害について正確に理解し適切な関わりを学ぶ機会を提供しました。</li> <li>● 令和2年9月に「松原市手話言語条例」を制定し、手話をコミュニケーション手段とする聴覚障害者へのさらなる理解及び手話の普及促進に努めました。</li> <li>● 障害のある人もない人も共に生活する社会を目指し、障害を身近なものとして理解を深めるため、障害者関係団体と連携し、「障害者週間」の啓発活動を行いました。また、令和3年度はコロナ禍において、発達障害や感覚過敏等の理由でマスクをつけることができない人への理解を促す「わけありマスク」を作成し、周知・啓発を行いました。</li> <li>● 障害のある人等が必要な配慮を書き込み常に身につけておくことで、緊急時や災害時、日常生活の中で困ったときに周囲の配慮や援助を受けやすくする「ヘルプカード」を令和3年度に作成し「ヘルプマーク」とともに普及啓発を行いました。</li> </ul>
② 様々な機会と場を活用した人権・福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各学校園において、児童・生徒の実態に合わせた障害理解を含めた人権・福祉教育を実践し、児童・生徒の主体性、自ら考え行動できる力を育成しました。</li> <li>● 各校の児童・生徒の実態に合わせて、アイマスク体験や車いす体験等を中心に人とのふれあいを通じて人権感覚を育み、障害や障害のある人への理解の促進と充実を図りました。</li> <li>● 障害のある子とない子の交流が各校において日常的に行われました。また、新型コロナウイルス感染症の影響がある中においても、各校で工夫をしながら総合的な学習の時間等を活用し、支援学校や市内の障害者施設との交流等を全校で計画的に実施しました。</li> </ul>
③ 「障害者週間」等の周知と行事の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「障害者週間」(12月3日から9日)、「人権週間」(12月4日から10日)、「障害者雇用促進月間」(9月)の期間中にポスターや啓発旗を設置しました。</li> <li>● 「障害者週間」の期間中に、市民ロビーにて障害者団体等と連携し、啓発活動や障害への理解を深めるために作品展やワークショップ等を行いました。</li> </ul>

取組	取組状況
④ 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市ホームページや「福祉のてびき」で「地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)」の周知を行いました。</li> <li>●松原市地域包括支援センターを中心に高齢者の総合相談を実施するとともに、認知症サポート医と連携した高齢者虐待等実務者会議を月1回定例で開催し、ケースの対応方針等の検討を行いました。</li> <li>●認知症、知的障害、精神疾患等で判断能力が不十分な人が自立した地域生活を送ることができるように、福祉サービスの利用手続の援助や代行、日常的な金銭管理の支援等を行いました。各関係機関との連携を図り、成年後見制度への橋渡しを行う等の取組により令和4年度は任意後見契約の新規契約者が11名となりました。</li> <li>●相談窓口での周知をはじめ、障害者手帳更新時や障害福祉サービス更新時においても成年後見制度の周知を図り、利用を促進しました。</li> <li>●判断能力が不十分な障害者が、成年後見制度による保護を受けることにより、自立した地域生活を送ることができるよう支援しました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆各年度実績(申立件数)</li> <li>平成30年度11人    令和元年度12人    令和2年度10人</li> <li>令和3年度 4人    令和4年度 3人</li> </ul> </li> <li>●判断能力が不十分な障害者で、申立てを行う親族等がない場合に、市長が後見開始審判等の申立てを行う「松原市成年後見制度利用支援事業」を実施しました。</li> </ul>
⑤ 障害者差別解消法の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎障害者差別解消法パンフレットを作成し市内の企業等に配布し、また、啓発グッズ(缶バッジ・チラシ・クリアファイル)を小中学校の校区フェスタ等において配布する等、制度の周知・啓発に努めました。</li> <li>◎障害者差別解消法についてイラストを使用したわかりやすい説明のパネルを作成し「障害者週間」等のイベントで掲示し、制度の周知・啓発に努めました。</li> <li>◎松原市地域自立支援協議会の障害者差別解消部会において事例検討、啓発活動を行うとともに、弁護士による障害福祉サービス等事業者向けに障害者差別解消法の研修を実施しました。</li> </ul>
⑥ 政策・方針決定の場への参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●松原市地域自立支援協議会委員、松原市施策推進協議会委員に障害当事者を選任し、当事者意見の反映に努めました。</li> </ul>
⑦ 選挙における配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全戸配布の「選挙のおしらせ」や世帯ごとに送付する入場整理券、市ホームページにて郵便投票制度の周知に努めました。</li> </ul>

### 3 学び育つ

#### 【療育・教育】

取組	取組状況
①療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各関係機関で事例検討や課題を共有することで、連携体制を強化する会議を年に6回開催し、早い段階から一貫して必要な療育・指導が受けられる体制を強化しました。</li> <li>●療育を必要とする児童が早期に療育を受けられるよう、地域保健課や医療機関、各種相談機関と常に連携を取りながら支援しました。発達相談件数は増加傾向にあります。</li> <li>●「発達検査(心理)」及び「保育相談」において、療育が必要な児童で、保護者の発達に対する認識や家庭事情等からすぐに療育につながらない児童とその保護者に対し、子育て支援課と情報共有を行い、子育て支援課主催の幼児教室に案内しました。</li> <li>●発達に課題があり、かつ家庭環境においても課題がある児童については、発達支援部会にて年1回各関係機関で必要な支援について協議し、検討を行いました。</li> <li>●障害のある児童が課題に応じて適切な療育・支援を受けられるよう支援を行いました。「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「障害児相談支援」のいずれのサービスにおいても利用が増加しました。</li> <li>●療育に関する相談を受けるとともに、希望する保護者には当事者団体を案内し、交流を図ることができるよう支援しました。また、年に数回当事者団体とコミュニケーションを図り、団体の取組等を確認するように努めました。</li> </ul>
②障害児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発達障害をテーマに要保護児童対策地域協議会の研修会を実施し、市職員、保育士、民生委員・児童委員等の日頃から障害児と関わる人が多い人が障害児について正確に理解し適切な関わりを学ぶ機会を提供しました。(再掲)</li> <li>●発達に課題があり加配保育を必要とする児童について、保護者及び所属園より相談を受け、制度利用へとつなげました。</li> <li>●障害児の入所に応じた保育士の加配を行いました。</li> <li>●障害児の入所に応じた必要な施設整備を行いました。</li> <li>●児童に発達の課題があり、就学に向けて不安がある保護者に対しては、就学相談を案内し、就学した後も児童が安定して学校生活を送ることができるよう支援しました。就学相談利用児童数は増加傾向にあります。</li> <li>●障害児の保護者と学校の交流を継続的に実施し、保護者と学校の信頼関係を築くように努めました。就学前に不安を抱える保護者の気持ちを尊重しながら就学相談を実施しました。</li> <li>●一人ひとりの教育ニーズや本人・保護者の意向に基づき、保護者・教育委員会・保健・福祉・医療等の関係機関との連携を強化し、就学支援委員会の充実に努めました。</li> </ul>

取組	取組状況
③相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種広報媒体により相談窓口の周知徹底を図りました。</li> <li>●手話通訳、要約筆記者等によりコミュニケーション手段を確保しました。</li> <li>●松原市社会福祉協議会と連携して、ピアカウンセリングを実施しました。各関係機関との連携を密接に行うことで、担当者の資質向上につなげました。</li> <li>●専門的な支援が必要な困難事例等に対応するために、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所との連携を深めました。</li> <li>●発達障害や難病患者、精神障害者等の専門的な相談が必要な人に対して、藤井寺保健所や大阪府発達障害支援センター等と連携を図って対応しました。</li> <li>●保護者と学校が常に相談しながら、学校・家庭・関係機関が連携し対象児童・生徒の実態に応じた教育の場を提供しました。</li> <li>●不登校相談等、学校との連携が必要な場合においては、市の教育相談室を案内して適切な相談へつなげました。</li> <li>●必要に応じて保護者の相談にあたり、相談機関の紹介、連絡調整を行いました。</li> <li>●学校と連携し、学習に課題があり個別支援を必要とする児童については、希望があれば検査を実施し、日々の学習支援にその結果を活かせるようサポートしました。発達検査件数は増加傾向にあります。</li> </ul>
④支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支援教育コーディネーターを各校に配置し、支援教育体制の整備を推進しました。</li> <li>●学識経験者による講演やグループごとに分かれて個別事例の検討等、ニーズに合わせた教職員向けの研修会を実施しました。</li> <li>●教職員研修事業として、市内幼稚園及び小中学校教職員への研修を実施するとともに、大阪府教育センターの研修への受講促進を行いました。</li> <li>●研修、学校訪問を通して「個別の教育支援計画」を作成し、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切かつ効果的な指導を進めました。</li> </ul>
⑤放課後の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●希望する障害児は留守家庭児童会室を利用できており、「放課後等デイサービス」の利用希望がある場合にはサービス利用を支援しました。</li> </ul>

【たのしむ】

取組	取組状況
①スポーツ活動・レクリエーション機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型コロナウイルス感染症の影響で、スポーツ・レクリエーション活動を一時中止していましたが、徐々に再開しています。</li> <li>●松原市総合福祉会館で実施する各種教室や講座、「市民活動サポートサロン」の運営により障害者サークルの活動支援を行いました。</li> <li>●大阪府等で開催される障害のある人の競技スポーツへの参加を広報等で募集し、毎年、一定数の申込がありました。</li> <li>●障害者の余暇活動に関する情報提供を行いました。</li> <li>●平成30年9月の市民体育館の台風被害、同改修工事及び新型コロナウイルス感染症の影響等により、講習会等が開催できなかったこと等から、スポーツ・レクリエーション及び文化活動に関する指導者の増加は達成できませんでした。</li> <li>◎平成30年度から令和元年度まで、ポッチャ大会を開催し、東京オリンピック・パラリンピック2020大会に向けた、ポッチャの競技力向上と普及、重度障害者の競技スポーツへの志向意欲をより高め、子どもから高齢者まで障害の有無に関わらず共に同じフィールドで楽しみながら参加することで障害者と健常者の交流を図りました。2020年以降は、小中学校でポッチャ体験をする機会が増加している等、障害のある人もない人もポッチャを通じて共にスポーツを楽しむ機会を提供することができました。</li> <li>●松原市グラウンドゴルフ協会による「障害者グラウンドゴルフ教室」を毎年開催していましたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。</li> </ul>
②文化・芸術活動機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●芸術・文化に触れることができる機会として、松原市民ふるさとぴあプラザにおいて郷土資料の展示を行う企画展及び特別展を、松原市文化会館において音楽祭を実施しました。ホールイベントでは、車いす席を確保して障害者の鑑賞支援を行いました。</li> <li>●市内の小学生を対象に、地域の歴史・文化を実際に体験し、学ぶ機会として体験学習講座を実施しました。また、ふるさとぴあプラザにて手話落語を開催しました。</li> <li>●「障害者週間」には、絵画、陶芸、洋裁、手芸、工芸、写真、書道等の分野で障害者(児)の作品展を開催し、障害者(児)の文化・芸術活動への意欲を促進するとともに、障害者(児)の文化・芸術活動への理解と啓発を図りました。</li> </ul>
③ボランティア活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●松原市社会福祉協議会にて実施している「ボランティア活動推進事業(まつばらボランティアセンター)」では、ボランティア関係者のネットワークである「松原市ボランティア連絡会」に対して、相互交流や情報交換・学習を中心に、ボランティア活動を面白く活発にしていくための取組を行いました。</li> <li>●松原市ボランティア連絡会の運営を支援するほか、団体・グループからの相談にも対応しました。</li> <li>●ボランティア人口増加に向けた研修、交流や周知等を目的にボランティアフェスタを行いました。</li> </ul>

取組	取組状況
④地域活動への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●松原市総合福祉会館は市民の誰もが利用でき、地域に開かれたふれあい交流の拠点ですが、この数年間は、新型コロナウイルス感染症の影響で障害のある人や高齢者等、市民との交流活動ができませんでした。</li> <li>●地域活動支援センターの機能の充実を図るため、市内の小学校や高校への出前授業等、地域住民との積極的な交流機会を創出し、障害者と地域住民との相互理解を深める活動を提供しました。地域活動支援センターでは、創作活動や生産活動として、ビーズ作りやさをり織り、手工芸品作りを行っており自主製品として販売活動等を行うことで、社会との交流の機会を促進しました。</li> <li>●障害者が自らの活動により、社会に貢献することを目的とする「障害者団体等社会貢献促進事業」として、松原市総合防災訓練等の市行事への参加・協力や、小中学校での福祉教育への講師派遣、啓発活動に対し支援しました。</li> <li>●町会活動・地域の行事等での障害のある人の参加にあたり、地域からの相談があった場合、相談に応じました。</li> <li>●障害者の家族や介護者が地域で孤立しないよう、同じ立場の人同士で自由に話し合える家族会の運営を支援しました。</li> <li>●精神障害のある人(当事者)が互いに支え合えるよう、当事者グループ作り等の活動への支援を行いました。まつばらピアセンター(障害者生活支援センター)では、ピアカウンセリングや当事者サロンを開催しました。</li> </ul>

## 4 はたらく

### 【雇用・就業】

取組	取組状況
①市役所の雇用推進及び委託業務における配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、松原市障害者活躍推進計画を作成し、本計画に沿って、障害者である職員が一層活躍できる職場環境整備に取り組みました。</li> <li>●障害者就労支援施設共同受注窓口である「NPO 法人ねっとまつばら」を中心に公共施設の日常清掃業務、公用車洗車業務、各種封入作業、啓発物品制作等の委託を行う等、障害者就労支援施設等からの物品等の調達推進に取り組みました。</li> </ul>
②企業に対する雇用の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●藤井寺公共職業安定所及び南河内北就業・生活支援センターと連携して、企業や事業主に対して障害者雇用に関する各種制度等の啓発を行いました。</li> <li>●企業からの相談に対して、障害者雇用促進のための冊子の説明や情報提供を行いました。</li> </ul>
③福祉的就労の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般就労が困難な障害のある人に対し、「就労継続支援」等の障害福祉サービスを提供し、福祉的就労を支援しました。「就労継続支援」を提供するサービス事業所の新規参入は多く、サービスの供給量は充実しています。</li> </ul>
④働きやすい職場環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●藤井寺公共職業安定所と連携し、就労に関する相談・指導体制の充実を図りました。相談・助言については、就職前から就職後について、必要に応じ障害者の支援を行いました。</li> <li>●松原市雇用就労支援センターにおいて障害者の就労相談を受け付けており、関係機関と連携した就労支援を実施しました。</li> <li>●障害のある人の雇用・就労相談に関わる市職員については関連セミナーや研修等を通じて資質向上に努めました。</li> <li>●日常生活を送るために必要な能力や身体機能の向上を図るため、「生活訓練」や「機能訓練」を推進しました。</li> <li>●一般企業への就職を希望する障害のある人に対して、一定期間、知識や能力の向上、実習や職場探し等を行う「就労移行支援」を推進するとともに、就労移行支援事業者との連携を図り、訓練状況等の情報共有を行い、適性に合った職場への就労を支援しました。</li> <li>●事業者に対して、障害のある人の障害特性や適性等に応じて、働きやすい労働条件となるよう障害者雇用フォーラム等により啓発を行いました。</li> <li>●障害のある人の職場定着を進めるため、「就労定着支援事業」等の制度の利活用を検討するとともに、事業者に対して障害のある人が働きやすい職場環境への改善と従業員の理解促進を呼びかけました。</li> <li>●大阪障害者職業センター等と連携し、職業適応援助者(ジョブコーチ)助成金制度の周知を図るとともに、利用を促進し、障害のある人の特性を踏まえた専門的な援助を行い、職場への定着を支援しました。</li> </ul>

## 5 住む・つながる

### 【生活・環境】

取組	取組状況
①福祉のまちづくりへの理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「障害者週間」等でのイベントについて、広く市民に参加を呼びかけ、障害のある人とない人が交流できる場の提供や、松原市総合福祉会館のコミュニティルーム等を活用した障害者同士の交流やボランティアグループとの交流等の広く市民への心のバリアフリーの意識の醸成に寄与する取組を推進しました。</li> <li>●「大阪府福祉のまちづくり条例」について、窓口でのパンフレット配架や対象施設の建築時において、設計者(所有者)に対して基準適合の必要性について周知しました。</li> <li>◎民生委員・児童委員に対し「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の周知を行うとともに、どのような人が対象となるか等、委員間での周知を図る上で適切な案内を行えるよう支援を行いました。</li> </ul>
②公共施設及び民間施設の整備・改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各小中学校のトイレ改造工事を行い、トイレ洋式化と併せ身体障害者対応トイレ等の改修を進めました。学校トイレの洋式化率は約5割となっています。</li> <li>●「バリアフリー化事業」の推進にあたって、関係者等と協議・調整を行い、バリアフリー化を推進しました。</li> <li>●2年度ごとにバリアフリー基本構想策定等協議会を開催し、バリアフリー化事業の進捗管理を行いました。</li> <li>●「大阪府福祉のまちづくり条例」において民間の対象建築物は、建築時において基準に適合するよう義務付けられているため、周知に取り組みました。</li> </ul>
③住まいの場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害福祉サービス事業所によるグループホームの参入は進んでいますが、医療的ケアが必要な障害者を受け入れるグループホームについて参入を促しました。</li> <li>●地域生活を希望する障害のある人に対して、基幹相談支援センターにより、地域移行、地域定着の支援を行いました。障害のある人の一般住宅への入居調整等に係る支援を行う「居住サポート事業」では、令和4年度5件の相談がありました。</li> <li>●相談窓口、市ホームページ、「福祉のてびき」等で住宅改造助成事業を周知しました。</li> </ul>

## 【情報・啓発】

取組	取組状況
①各種広報媒体の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市ホームページにおいて、必要な情報を誰にでもわかりやすく、かつアクセシビリティに配慮し作成を行いました。窓口では点字書籍の配架を行いました。</li> <li>●市ホームページにおいて、音声読み上げブラウザや配色、閲覧環境等、アクセシビリティに配慮し作成を行いました。また、点字・録音物等による広報まつばらを発行しました。</li> <li>●様々な広報媒体と機会を活用し、市民に対して障害についての理解と啓発を図りました。</li> <li>●障害に関して広く市民の理解を深めるため、障害者関係団体との連携・支援を強化し、啓発活動の促進を図りました。</li> <li>●広報まつばらや「福祉のてびき」等を活用し、障害者施策に関する情報をわかりやすく伝えました。また、情報の刷新とわかりやすさの向上のため令和5年6月に「福祉のてびき」のリニューアルを行いました。</li> <li>●広報まつばらの記事において、誰もがわかりやすい表現の配慮に努めました。</li> <li>●障害種別や年齢別に利用が多い広報媒体、場所を重点的に活用し、情報提供の充実を図りました。</li> </ul>
②公共施設におけるコミュニケーション手段の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市窓口到手話通訳者の配置、点字版印刷物等での対応等を進め、視覚障害者や聴覚障害者等への情報伝達手段を確保しました。</li> </ul>
③情報アクセスの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市ホームページの更新時には、音声読み上げブラウザや配色、閲覧環境等、アクセシビリティに配慮したホームページの作成を条件に委託業者の選定を行いました。</li> <li>●点字図書・電子書籍や文字放送等情報媒体を拡充するとともに、理解しやすい表現での情報提供を推進しました。</li> <li>●広報まつばらの記事において、誰もがわかりやすい表現の記事掲載に努めました。</li> <li>●市立図書館には音声コンテンツやデイジー図書を備えているほか、読書の森（松原図書館）ではインターネットサービスを提供して、利用者の利便性を図りました。</li> <li>●手話通訳者、要約筆記者等の派遣体制を整備しました。</li> </ul>

## 【安心・安全】

取組	取組状況
①地域における見守りネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町会、自治会や民生委員・児童委員、地区福祉委員会等が地域内で高齢者や障害者等で支援が必要な人を見守るために定期的な会議を開催して、訪問等で支援を行うためのネットワークを形成しており、令和4年度は23地区で実施しました。</li> <li>●地域内で高齢者や障害者等で支援が必要な人を定期的に訪問し、見守りや安否確認等を行いました。見守り対象者は年々増加しており、令和4年度は1,534名となりました。</li> </ul>

取組	取組状況
②交通・移動環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市と近畿日本鉄道が進めてきた近鉄南大阪線の駅舎のバリアフリー化は、令和元年度に布忍駅、令和2年度に高見ノ里駅が完了しました。</li> <li>●市内公共施設循環バス「ぐるりん号」について、コロナ禍における外出自粛や緊急事態宣言による影響はあったものの、広報まつばらや市ホームページ等により感染予防対策を徹底した上で、運行の周知や運行ルート拡充によって利用促進を図り、安心・安全な移動手段を提供しました。</li> <li>●公共施設での障害者専用駐車スペースを確保しました。</li> </ul>
③防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和2年度に「松原市総合防災ガイドマップ」を更新し、視覚障害のある人も内容を理解できるように音声ガイドを作成しました。</li> <li>●松原市総合福祉会館で障害のある人も参加して年2回防災訓練を行いました。</li> <li>●令和2年度から地域主体の避難所運営について考える避難所運営ネットワーク事業を進めており、障害のある人も参画して避難所運営についての意見の聞き取りを行いました。</li> <li>◎障害者手帳の新規取得者に対して、災害時要援護者リストの制度について説明し、登録を促しました。</li> <li>◎災害時に支援が必要な人には平時から情報提供の同意をもらい、地域の支援者と共有することで地域防災力の向上に努めました。</li> <li>◎災害時に支援が必要な人を把握するために、避難行動要支援者名簿を作成し、本人の同意確認を行った上で、対象者を記載した名簿を町会・自治会ほか地域の支援者に提供して、災害時の支援体制を整備しました。</li> <li>◎避難行動要支援者名簿は毎年更新して、更新時期に関係課による支援会議を開催しました。また、平時から情報提供の同意についての理解を得るよう努めました。</li> <li>●松原市総合福祉会館については、福祉避難所となっており、避難生活に必要なストマ用装具(排泄管理支援用具)等の支援用具を備蓄しました。</li> <li>●火災等情報提供システムや登録制メールの活用により、より広い範囲での情報提供を可能にする体制を整備しました。</li> <li>●聴覚障害者等に対してNet119やFAX119等を利用して、緊急通信ができる体制を整備しました。</li> </ul>
④防犯・消費対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市ホームページや広報まつばら、街頭での啓発活動等を活用し、防犯意識の啓発を行いました。また、各団体で実施している青色防犯パトロール活動等により、防犯意識の促進を図りました。</li> <li>●青色防犯パトロール車両購入及び維持管理費にかかる費用補助を行い、見守り活動を行う団体数が増加しました。地域の防犯活動を促進しました。</li> </ul>
⑤セーフコミュニティ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎各対策委員会において、地域の協力のもと、回覧板や掲示板等を活用し、広報まつばらやSNS等で相談機関を広報する等、幅広く周知しました。</li> </ul>

## 第3章 施策体系と施策の展開

### 施策体系

テーマ	項目	取組
テーマ1 生きる	(1)差別の解消と権利擁護	①人権啓発・人権教育の推進
		②市民的権利の保障
		③権利擁護の推進
		④虐待の防止
テーマ2 くらし	(2)生活支援	⑤相談支援体制及びケアマネジメント体制の充実
		⑥障害福祉サービスの充実(障害者児福祉計画)
		⑦福祉手当制度等の周知
		⑧情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
		⑨保健・医療体制の充実
	(3)生活環境	⑩福祉のまちづくりの推進
		⑪住まいの確保と住環境の整備
		⑫交通・移動環境の整備
		⑬防災対策の推進
		⑭防犯・消費対策の推進
		⑮地域における見守りネットワークづくり
		⑯セーフコミュニティ活動の推進
テーマ3 学び育つ	(4)療育・教育	⑰療育・支援保育の充実
		⑱支援教育の充実
		⑲放課後の居場所づくり
		⑳インクルーシブ教育の推進
	(5)社会参加	㉑スポーツ活動・レクリエーション機会の充実
		㉒文化・芸術活動機会の充実
		㉓ボランティア活動の促進
		㉔地域活動への参加の促進
テーマ4 はたらく	(6)雇用・就業	㉕就労支援の充実
		㉖雇用機会の拡大

# テーマ1 生きる

## 【現状と課題】

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「共生社会」を実現するためには、障害の有無に関わらず、尊厳と人権が確保され、市民全てがお互いを尊重し合い、あらゆる差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要となります。

本市では、広く市民を対象に人権講座やイベント等の人権啓発活動をはじめ、教職員に対する人権研修等を積極的に進めています。小中学校の児童・生徒に対しては、出前講座で車いすの体験学習等を通じて人権感覚を磨くための機会を提供しています。

市内事業所に対しては、障害者差別解消法の周知を進めています。

また、地域包括支援センターにおける認知症高齢者の相談対応をはじめとして、判断能力が不十分な人の権利擁護のために成年後見制度の利用支援を行っています。

しかし、市民(障害者手帳所持者)アンケート調査の結果では、障害があるために差別や偏見を感じる割合は36.9%（「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計）となっており、前回調査に比べて高くなっています。また、障害者手帳所持者以外の市民を対象にしたアンケート調査の結果でも、46.3%（「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計）が障害者に対する差別や偏見があると思うと回答しています。

障害者に対する差別や偏見を払しょくして、誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて取り組む必要があります。

図 障害があるために差別や偏見を感じるものの有無(障害者手帳所持者)

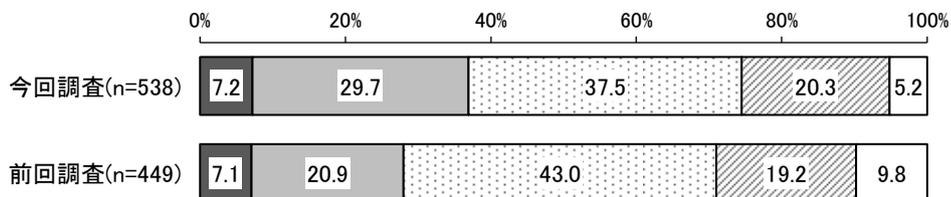
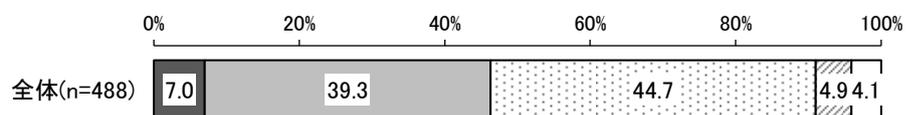


図 障害者に対する差別や偏見があると思うか(障害者手帳所持者以外)



■ よく感じる ■ ときどき感じる ■ ほとんど感じない ■ まったく感じない □ 無回答

## 【取組方針】

「障害者権利条約」「障害者基本法」の目的を広く市民に浸透するための情報発信や意識啓発及び権利擁護を、あらゆる機会を通じて行います。また、幼少期から自分を大切にするとともに相手も尊重するための人権教育を推進します。

## テーマ1 生きる【取組内容】

項目	取組	主な内容	担当課
(1) 差別の解消と権利擁護	①人権啓発・人権教育の推進	市政全般においては、障害のある人の人権尊重を基本精神として、施策を推進していきます。 研修等を実施し、職員・教職員の人権意識の高揚を図ります。	障害福祉課 人事課 人権交流室 教育研修センター
		令和6年4月1日に改正される、障害者差別解消法について、事業者による合理的配慮の提供を義務付けること等の内容を松原市地域自立支援協議会の障害者差別解消部会を活用して周知や啓発に努めます。	障害福祉課
		関係機関・団体等と連携し、人権教育及び人権研修を推進します。	人権交流室
		内部障害や学習障害(LD)、注意欠陥／多動性障害(ADHD)、自閉症等の発達障害及び精神障害等、外見からはわかりにくい障害の特性について理解の促進に努めます。	障害福祉課 子育て支援課
		民生委員・児童委員等、地域の相談員との交流や地域の学校との交流を通じ、障害理解を深めるとともに障害に対する正しい知識の普及を図ります。	障害福祉課 福祉総務課
		障害者関係団体と連携し、啓発活動の促進を図ります。	障害福祉課
		学校において障害理解を含め、人権や社会福祉について触れる機会をより多く持つことで、子どもたちが関心を持ち、自分で考え行動できる力を養うために、幼児教育、学校教育等で一貫した人権・福祉教育を推進します。	教育推進課
		小中学生ボランティア講座を開催し、アイマスク体験、車いす体験等を中心に人とのふれあいを通じて人権感覚を育み、障害や障害のある人への理解を促進する内容の充実を図ります。	教育推進課
		「障害者週間」(12月3日から9日)、「人権週間」(12月4日から10日)について、今後も引き続きポスターや啓発旗等を用いて周知を図るとともに、障害への理解を深めるためのイベント活動等に取り組んでいきます。	障害福祉課 人権交流室
		障害のある人等が必要な配慮を書き込み常に身につけておくことで、緊急時や災害時、日常生活の中で困ったときに周囲の配慮や援助を受けやすくする「ヘルプカード」や「ヘルプマーク」の普及啓発を今後も引き続き行います。	障害福祉課

項目	取組	主な内容	担当課
②市民的権利の保障		「松原市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」にのっとり、職員のさらなる人権意識の高揚を図ります。	障害福祉課
		松原市地域自立支援協議会の障害者差別解消部会において、障害者差別解消法等の研修を実施し、障害を理由とする差別の解消に向けて、今後も継続して障害者に対する合理的配慮の提供について周知していきます。	障害福祉課
		市政に関わる情報提供を充実し、松原市施策推進協議会や松原市地域自立支援協議会等の施策・方針決定の場へ障害のある人の参加を進め、障害のある人の意見を反映できるよう努めます。	障害福祉課
		身体障害者手帳等をお持ちの方を対象とした郵便等による不在者投票や、代理記載制度等を活用し、選挙における配慮に努めます。	選挙管理委員会事務局
③権利擁護の推進		日常生活の見守りや金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の周知を図るとともに、実施機関である松原市社会福祉協議会等への支援の充実を図ります。	障害福祉課 高齢介護課
		成年後見制度が円滑に利用できるよう、地域生活支援事業における「成年後見制度利用支援事業」(後見人等の報酬を助成)を推進するとともに、高齢者施策における成年後見制度の利用支援とも連携し、成年後見制度の利用促進を図ります。	障害福祉課 高齢介護課
		今後も人権に関するあらゆる相談を受け付けている人権相談や女性カウンセラーが相談を聞いて、不安や悩みごとに対して一緒に解決に向けて支援する女性相談等、各種相談窓口の周知拡大を図ります。	人権交流室
④虐待の防止		市民や事業者を対象に障害者虐待防止研修を行うとともに、引き続き障害者虐待通報窓口の周知に努め、虐待の未然防止・早期発見に取り組みます。	障害福祉課
		障害者虐待防止センター(障害福祉課内)において通報を受け付け、事実確認、訪問、対応検討会議等を実施して検証し、必要な指導、助言、支援を行います。	障害福祉課
		松原市地域自立支援協議会において、今後も引き続き虐待防止や差別解消法等についての研修を行い、制度の周知や啓発活動に取り組んでいきます。	障害福祉課

## テーマ2 くらし

### 【現状と課題】

障害の有無に関わらず、身近な場所において必要な日常生活や社会生活を営むための支援を受けることにより、社会参加の機会が確保され、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されます。障害のある人が自己選択と自己決定を行うことができるよう支援をするとともに、障害福祉サービスや相談支援等を利用して、自らの望む暮らし方を支える体制が求められています。

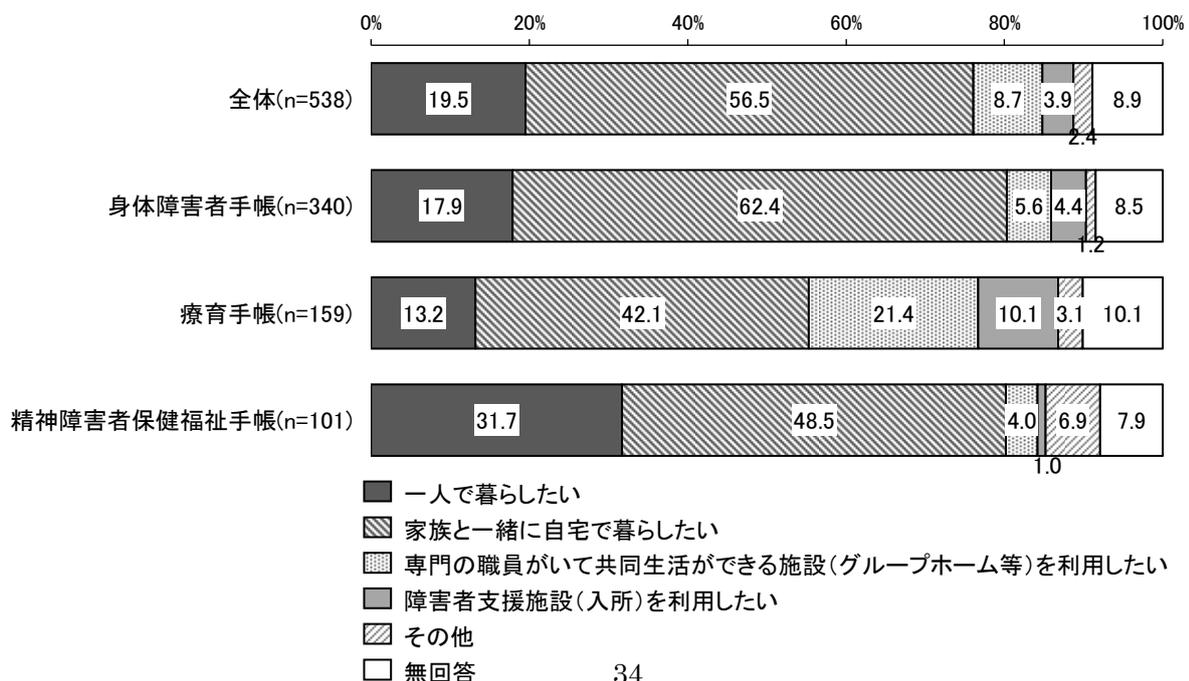
本市では、障害のある人や子ども及びその保護者に対する相談支援事業は、障害福祉課、子ども未来室、子育て支援センター、地域保健課を中心に行うほか、身近な相談場所として生活支援センター等で実施しています。障害福祉サービス等の周知を図り、利用を促進するために「福祉のてびき」の発行や相談時の情報提供を行っています。

障害児支援サービスの提供においては、利用希望の多い「放課後等デイサービス」の提供体制を充実することができましたが、市内障害福祉サービス等の事業者へのヒアリング結果では、運営上の課題として「人材確保が難しい」が多くの事業所に共通の課題として挙げられています。障害者関係団体からは、市内で不足している障害福祉サービスとして「短期入所」「グループホーム」等を挙げる声が聞かれています。

市民(障害者手帳所持者)アンケート調査をみると、今後の暮らし方として「一人で暮らしたい」と「家族と一緒に自宅で暮らしたい」を挙げる割合を合わせると 76.0%となっており、大半を占めています。障害者が望む暮らし方を可能にする障害福祉サービスや生活支援サービス、地域の受け入れ体制の充実が必要とされています。

障害者の健康支援では、妊娠期から始まる母子保健事業や成人期における疾病の早期発見と健康づくり、高齢者の介護予防、難病患者への支援を行っています。障害のある人だけでなく家族介助者も含めて、健康な状態を維持できるよう支援する必要があります。

図 今後の暮らし方



## 【取組方針】

相談支援では、乳幼児期から学童期、成人期、高齢期と切れ目のない相談支援体制を充実して、障害者がライフステージに応じた相談支援と障害福祉サービス等の提供、生活支援を受けることができるように努めます。相談支援や障害福祉サービス等の提供にあたっては、障害者の意向を尊重し、意思決定への支援を行い、本人が望む暮らしの実現を目指します。

保健・医療分野では、障害者の生活の質を高めるよう取組を進めます。

## テーマ2 暮らし【取組内容】

項目	取組	主な内容	担当課
(2)生活支援	⑤相談支援体制及びケアマネジメント体制の充実	多様化・複雑化する相談内容に対応し、切れ目なく一貫した支援が実施できるよう、相談支援体制の強化や関係機関のさらなる連携を図るとともに、相談支援体制の評価・検証を行う体制を構築します。	障害福祉課
		松原市地域自立支援協議会を通じて、障害の状況やライフステージ、家庭や住まいの状況等の生活課題、障害福祉サービス等の利用意向に応じて各種の支援制度・事業、社会資源等についての情報提供に努めます。また、障害者自らの意思決定に基づき、必要かつ効果的な障害福祉サービス等が利用できるような相談支援の実施、障害福祉サービス等利用計画の作成に努めます。	障害福祉課 子育て支援課
		身近な地域における相談者となる障害者相談員や民生委員・児童委員の活動支援に努めます。また、これらの制度がより多くの人に利用され、周知を図るとともに、研修等によって相談員の資質向上を図ります。	障害福祉課
		地域の課題把握とその解決に向けた取組の協議・検討・調整等を、関係機関の参画のもとに進める機関として、松原市地域自立支援協議会の運営と活動の充実に努めます。	障害福祉課
	⑥障害福祉サービス等の充実(障害者児福祉計画)	障害者一人ひとりに合った適切な障害福祉サービス等利用計画が作成されるよう、指定相談事業者が行う相談支援の充実に努めます。	障害福祉課
自立支援給付において、在宅生活を支える「居宅介護」「重度訪問介護」、また社会参加の促進のため「同行援護」「行動援護」、日中の活動の場として「生活介護」「自立訓練(機能・生活訓練)」「就労移行支援」「就労継続支援(A型・B型)」について、関係機関と連携して、利用者本位の障害福祉サービス提供体制を充実するため、事業者の参入及び利用の確保に努めます。		障害福祉課	

項目	取組	主な内容	担当課
		障害福祉サービスや障害児支援サービス等の実施にあたっては、事業者への情報提供等により、実施事業者の確保とサービスの質の向上に努めます。	障害福祉課 子育て支援課
		障害者の日常生活を容易にするための支援として、「日常生活用具給付等事業」「補装具費の支給」を実施します。	障害福祉課
	⑦福祉手当制度等の周知	障害基礎年金等の公的年金制度の周知や特別障害者手当、障害児福祉手当等の各種福祉手当等の支給を継続します。	障害福祉課
		引き続き「障害者等タクシー料金助成事業」「交通機関の割引」をはじめとする各種制度の周知を広報まつばら、市ホームページや「福祉のてびき」を使って積極的に案内し利用促進を図るとともに、障害者の社会活動への参加等を支援します。	障害福祉課
		自立支援医療や福祉医療費等の医療費の給付・助成制度の周知を図るとともに、適正な利用を促進します。	障害福祉課 医療支援課
	⑧情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	引き続き、広報まつばらや「福祉のてびき」、市ホームページ等、多様な媒体を通じて、障害者施策に関する内容等を誰にでもわかりやすい表現で情報提供ができるように努めていきます。	障害福祉課 観光・シティプロモーション課
		市窓口到手話通訳者の配置、点字版印刷物等での対応等を継続するとともに、視覚障害者や聴覚障害者等への情報伝達手段を確保するため、手話通訳者や要約筆記者等の派遣体制の充実を図ることに加え、意思疎通支援者の育成・確保の取組にも努めます。	障害福祉課
		市のホームページについて、「音声読み上げブラウザへの配慮」「配色への配慮」「閲覧環境への配慮」等、アクセシビリティに配慮したページ作成に努めます。	障害福祉課 観光・シティプロモーション課
		様々な機会に松原市手話言語条例を周知するとともに、市民が手話に触れ、学ぶ機会を提供します。	障害福祉課
		市立図書館や読書の森(松原図書館)において、点字図書・電子書籍等を拡充する等、今後も利用者の利便性を図れるように努めていきます。	いきがい学習課
⑨保健・医療体制の充実	令和5年1月から開始した伴走型相談支援の実施により、出産後も引き続き必要な方への各種相談・指導・助言等の支援を行います。	子育て支援課	

項目	取組	主な内容	担当課
		発達障害を含めた障害を早期に発見するため、発達の節目に合わせた乳幼児健診や相談、訪問指導の充実を図ります。	地域保健課
		大阪府乳幼児健診未受診者対応ガイドラインに沿って、乳幼児健診未受診児の把握に努め、受診奨励を行うとともに、関係課と連携しながら、健診後の要観察児のフォローアップを充実します。	地域保健課
		成人に対しては、障害の原因となる生活習慣病の予防と障害の早期発見・早期治療のため、健康診査や各種がん検診の受診奨励、健康教室の周知と参加の促進を図ります。	地域保健課
		要指導者に対する事後指導の充実にも努め、要医療者に対しては医療機関への受診を奨励する等、必要な保健指導を推進します。	地域保健課
		保険年金課と連携を図り、特定健診と各種がん検診のセット検診を行う等、受診しやすい体制を整えます。また、インターネット予約枠の拡充を行う等、予約を取りやすい体制を整えます。特定保健指導についても、特定健診時に実施する等、効率的に指導を受けることのできる体制を整えます。	地域保健課
		体力や筋力の低下により要介護状態になることを予防するため、介護予防事業を推進します。	高齢介護課
		近隣市町や関係機関との調整の中で、救急医療体制を整備していきます。	地域保健課
		松原市医師会を中心とした地域医療介護連携推進委員会によって医療・介護連携を推進します。	地域保健課 高齢介護課
		初期治療や健康相談を行うかかりつけ医のネットワークづくりを行っていくため、松原市医師会内に「地域医療連携室」を開設し、同医師会ホームページにおいて地域の医療機関の情報提供を行います。	地域保健課
		今後も引き続き、松原市医師会や松原市歯科医師会との連携のもと、市内でのかかりつけ医の導入に向け市民に対する啓発を推進していくとともに、障害のある人ない人に関わらず受診可能な医療機関について、同医師会ホームページ等で情報提供を推進します。	地域保健課
		障害のある人が、スムーズに家庭復帰や社会復帰が果たせるよう、医療機関や関係機関と連携して、医療機関から継続したリハビリテーションが受けられる体制の整備に努めます。	障害福祉課

項目	取組	主な内容	担当課
		引き続き、藤井寺保健所と連携し、市民に対して難病に関する正しい啓発や情報提供を行うとともに、市民の難病申請の利便性を図るために市立保健センター等を申請場所として提供します。	地域保健課
(3) 生活環境	⑩福祉のまちづくりの推進	「バリアフリー新法」や「大阪府福祉のまちづくり条例」の周知に努め、物理的バリアに対する市民の認識の向上に努めます。また、「松原市新バリアフリー基本構想」に基づき、心のバリアフリーを推進します。	障害福祉課 まちづくり推進課
		障害のある子どもの学習環境を整えるため、今後も必要に応じて多目的トイレ、スロープ、エレベーターの設置等、学校設備の改善及び設備の充実に努めます。	教育総務課
		スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動への参加を促進するため、「松原市新バリアフリー基本構想」に基づき、鉄道駅や駅周辺の道路、公園、建築物等のバリアフリー化を推進します。	まちづくり推進課
		既存の公共施設については、計画的にバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリー化事業の進捗管理を行います。	まちづくり推進課
		新たな公共施設の建設については、各施設管理者に対して「大阪府福祉のまちづくり条例」に準拠するよう、計画の段階から、障害のある人の意見を反映させる働きかけを行います。	まちづくり推進課
		民間施設についても、福祉のまちづくりについての啓発を強化し、公益性の高い施設から順次、施設の整備・改善への働きかけを行います。	まちづくり推進課
	⑪住まいの確保と住環境の整備	地域生活を希望する障害のある人に対して、地域定着支援事業や居住サポート事業等を活用して、住居が確保できるよう支援していきます。	障害福祉課
		松原市重度障害者等住宅改造助成事業の周知に努めるとともに、事業を引き続き実施します。	障害福祉課
	⑫交通・移動環境の整備	障害者等タクシー料金助成事業や福祉有償運送等の促進において、医療機関やリハビリテーション施設等への送迎手段の確保に努めます。	障害福祉課 高齢介護課
		市内公共施設循環バス「ぐるりん号」の周知を図り、利用を促進します。	まちづくり推進課
⑬防災対策の推進	防災ガイドマップを活用し、防災意識の啓発、避難場所等の周知や徹底を関係各課で連携して行っていきます。	障害福祉課 危機管理課	

項目	取組	主な内容	担当課
		松原市総合防災訓練等、障害のある人も含めた市民参加型の防災訓練を引き続き行っていきます。また、避難所運営ネットワークを構築するため、障害のある人も含めた様々な人に参画いただくことで避難所運営の強化を行います。	障害福祉課 危機管理課
		避難行動要支援者名簿の更新を行うとともに、平時から災害に備えるため町会や自主防災組織、民生委員・児童委員、地区福祉委員等の地域の支援者へ名簿提供できるよう体制を整備しています。また、希望者には個別避難計画の作成を行います。	危機管理課 障害福祉課 高齢介護課
		福祉避難所となっている松原市総合福祉会館において、避難生活に必要なストマ用装具(排泄管理支援用具)等の支援用具の備蓄に努めます。	障害福祉課
		防災行政無線、防災ファックス、Eメール等、あらゆる情報通信媒体によって、災害時に障害のある人への確に災害情報が提供できるよう努めます。	危機管理課
		緊急時に、緊急通報システム、ファックス、Eメール等、障害に応じて最も適切な方法で、障害のある人から消防・警察等への緊急通信ができる体制を整備します。	消防本部警防課
	⑭防犯・消費対策の推進	市ホームページや広報まつばら、街頭での啓発活動等を活用し、防犯意識の啓発を行います。また、各団体で実施している青色防犯パトロール活動等により、防犯意識の促進を図ります。	市民協働課
		青色防犯パトロール車両購入及び維持管理にかかる費用補助を行い、地域の防犯活動を促進します。	市民協働課
	⑮地域における見守りネットワークづくり	町会・自治会や民生委員・児童委員、地区福祉委員等がそれぞれ連携しながら活動する環境づくりのために、定期的に会議を開催し、地域において障害のある人を見守り、支援を行うネットワークづくりに努めます。	福祉総務課
		援助の必要な方の居宅を定期的に訪問し、見守りや安否確認等を行います。	福祉総務課
	⑯セーフコミュニティ活動の推進	引き続き、松原市セーフコミュニティの各対策委員会において、地域の協力のもと、回覧板や掲示板等を活用し、広報まつばらやSNS等で相談機関を広報する等、幅広く周知します。	市民協働課

## テーマ3 学び育つ

### 【現状と課題】

乳幼児から成人まで、障害の有無に関わらず人は学び、成長していく存在です。障害のある児童・生徒が、合理的配慮を含む必要な支援のもと、その年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた個別最適な学びの環境をつくとともに、障害のない児童・生徒と共に学ぶインクルーシブ教育の推進が求められています。また、障害のある人が自分の望む文化・芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境を整備することが重要です。

本市では、発達相談件数が増加傾向にある等、療育を必要とする子どもが増加しています。また、就学前教育・保育施設、小中学校においても支援を必要とする子どもの人数が増加しています。保護者からの相談に対して、不安を払しょくし、個々の子どもに応じた適切な支援につなげる体制の充実が必要です。また、教職員の障害理解を深めて、質の高い障害児保育・教育を行うことができるよう、教職員の資質向上にも取り組む必要があります。

学齢期の障害のある子どもに対する放課後の居場所を確保し、多様な体験学習の機会の提供も求められています。

スポーツ・レクリエーション活動や文化・芸術活動では、障害者が観るだけでなく、自ら参加する機会の拡大と障害者の活動参加を支援する体制の整備が必要です。

障害のある人が地域で共に生きる市民として、地域生活を送れるように、地域活動への参加や当事者活動を支える仕組みも必要とされます。

### 【取組方針】

障害のある子ども一人ひとりの障害特性に応じた支援と個別最適な学びを保障する教育環境の整備を推進し、インクルーシブ教育の実践に取り組めます。

障害のある人が、多様な生きがいや楽しみを得られるよう、スポーツ・レクリエーション活動や文化・芸術活動を通じた社会参加や交流機会の拡大を図ります。

### テーマ3 学び育つ【取組内容】

項目	取組	主な内容	担当課
(4)療育・教育	⑰療育・支援保育の充実	療育を必要とする児童が早い段階から一貫して必要な療育・指導が受けられるよう、地域保健課や子育て支援課及び医療・相談支援機関等の関係機関連携による早期療育支援体制の充実を図ります。	地域保健課 子育て支援課
		発達に課題のある子どもの家族への支援を実務者会議において必要な支援について検討し、問題解決につなげます。	子育て支援課
		地域で生活する障害のある児童の療育として「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「障害児相談支援」等の充実を図ります。	障害福祉課 子育て支援課

項目	取組	主な内容	担当課
		保護者等家庭支援を充実するため、療育相談体制を整備するとともに情報交換や交流の機会の拡大に努めます。	子育て支援課
		研修等の充実により、市職員、保育士、民生委員・児童委員等の障害児に対する理解力や保育・指導力の向上に努めます。	子育て支援課
		障害児の入所に応じた保育人員の加配、施設のバリアフリー化を推進します。	子ども施設課
		児童に発達課題があり就学に向けて不安のある保護者に対して、情報提供や就学相談を行います。また就学後についても安定した学校生活を送れるよう、児童及びその保護者に対し助言・支援等を行います。一人ひとりの教育ニーズや本人・保護者の意向に基づく支援が行えるよう就学支援委員会のさらなる充実に努めます。	子育て支援課 教育推進課 教職員課
		臨床心理士による発達検査や医師等の助言を得て、学校と就学先について協議します。	子育て支援課
		広報まつばらや市ホームページにより相談窓口の周知徹底を図ります。相談ニーズの把握に努めるとともに、利用手続の簡素化等、利用しやすい条件整備に努めます。	子育て支援課
⑱ 支援教育の充実		子どもの教育に関する保護者の悩みや不安を解消するため、一人ひとりに応じた教育の場が提供できるよう、学校・家庭・関係機関が連携し、相談の充実を図ります。	教育推進課
		市の教育相談室でも必要に応じて相談にあたり、相談機関の紹介、連絡調整を担えるようにします。	子育て支援課 教育推進課
		教育に関して、適切な教育環境の保障につながるよう、発達に課題のある児童については、保護者の希望に応じて所属機関と連携し、発達検査を実施します。	子育て支援課 教育推進課
		支援教育コーディネーターを配置し、支援教育体制の整備を推進します。	教育推進課
		教職員の研修等への参加を促進し、教職員の指導力・専門性の向上を図ります。	教育推進課 教育研修センター
		一人ひとりの子どもたちの状況に応じた適切かつ効果的な指導を進めるため、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とする「個別の教育支援計画」の作成について、研修・学校訪問を通じて推進します。	教育推進課 教育研修センター
⑲ 放課後の居場所づくり		松原市内の留守家庭児童会室全てにおいて障害児の受け入れや放課後等デイサービスの利用を進めていきます。	子ども施設課 子育て支援課

項目	取組	主な内容	担当課
	⑩インクルーシブ教育の推進	全ての子どもたちが「ともに学び、ともに育つ」学校づくりや集団づくりを進め、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うとともに、各学校園がユニバーサルデザインの視点を踏まえた授業の推進に引き続き努めます。	教育推進課
(5)社会参加	⑪スポーツ活動・レクリエーション機会の充実	「ボッチャ教室」や「グラウンドゴルフ教室」の種目及び利用者の拡大・充実を図ります。また、全国や大阪府等で開催される障害のある人の競技スポーツへの参加希望者については、参加を支援します。	障害福祉課
		障害者サークル活動を支援するとともに、新たな参加やサークルの組織化を支援します。障害者団体等によるレクリエーション活動を支援します。	障害福祉課
		日常的に参加可能な活動について情報収集し、障害のある人へ提供することで、活動機会の充実を図ります。	障害福祉課
		指導を行うボランティアの参加を呼びかけ、講習会により指導力を育成する等、障害のある人のスポーツ、レクリエーション及び文化活動に関する指導者の確保に努めます。また、大阪府等と連携して、指導員・審判員の派遣を行うとともに、技能向上のための講習会等への参加を支援します。	いきがい学習課
	⑫文化・芸術活動機会の充実	障害の有無に関わらず、郷土資料の展示、演劇公演、音楽会等、優れた芸術・文化に触れることができる機会の拡充に努めます。また、障害のある人が気軽に参加しやすい文化講座の実施を検討します。	いきがい学習課
		障害者週間において障害者の作品展を開催し、障害者の文化・芸術活動の意欲を促進するとともに、障害者の文化・芸術活動への理解と啓発を図ります。	障害福祉課
⑬ボランティア活動の促進	松原市社会福祉協議会にて実施している「ボランティア活動推進事業(まつばらボランティアセンター)」の機能充実を促進するとともに、活動団体への支援、講座や交流会等の実施、ネットワークづくりや情報発信を行い、ボランティア活動層の拡大と活性を図ります。 ボランティア団体・グループの運営を支援するとともに、研修会等によるボランティアの資質向上と相互の交流を促進します。点訳、朗読、要約筆記、精神保健福祉ボランティア等、障害のある人の社会参加を支援するため今後需要の増加が見込まれるボランティアの育成・確保を図ります。	福祉総務課	

項目	取組	主な内容	担当課
④	地域活動への参加の促進	松原市総合福祉会館を市民の誰もが利用でき、地域に開かれたふれあい交流の拠点としての利用を促進し、障害のある人や高齢者と市民との交流活動を推進します。	障害福祉課
		障害のある人や障害者施設及び家族会と地域住民との相互理解を深めるため、積極的に交流機会を提供していくとともに、「地域活動支援センター」の機能の充実を図ります。	障害福祉課
		障害者団体(当事者団体や家族会を含む)については、「障害者団体等社会貢献促進事業」の実施や、それぞれの目的に沿った自主的活動を支援します。	障害福祉課
		障害のある人も地域の一員として、町会、子ども会、ボランティア活動、まつり等の地域行事等、地域コミュニティ活動へ参加できるよう、環境づくりを進めるとともに、障害のある人への積極的な働きかけを行います。	市民協働課 地域教育課
		悩みを抱えた家族や介護者が地域で孤立しないよう、お互いの悩みを自由に話し合える場の提供や、家族会の組織化への支援を行います。	障害福祉課
		引き続き、ピアカウンセリングを実施するため、松原市社会福祉協議会と連携を図り、窓口等での周知活動に努めます。	障害福祉課
		精神障害のある人(当事者)が互いに支え合えるよう、当事者グループづくり等の活動への支援を行います。	障害福祉課

## テーマ4 はたらく

### 【現状と課題】

働く意欲のある障害者とその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、職場の理解や職場環境の整備が求められています。その上で、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である人には就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進することが重要です。

民間企業で雇用される障害者は年々増加していますが、働く上で困難を抱える障害者が多いことも現実としてあります。市民(障害者手帳所持者)アンケート調査では障害者の就労支援に必要なこととして、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が最も多く挙げられています。このことは、障害への理解が不十分な職場が多いことを物語っています。

また、本市の就労継続支援B型事業所における工賃平均額は、10,183円(令和3年)で、第6期松原市障害福祉計画の目標値を上回ったものの、大阪府平均(13,262円、全国平均は16,507円)を下回っています。

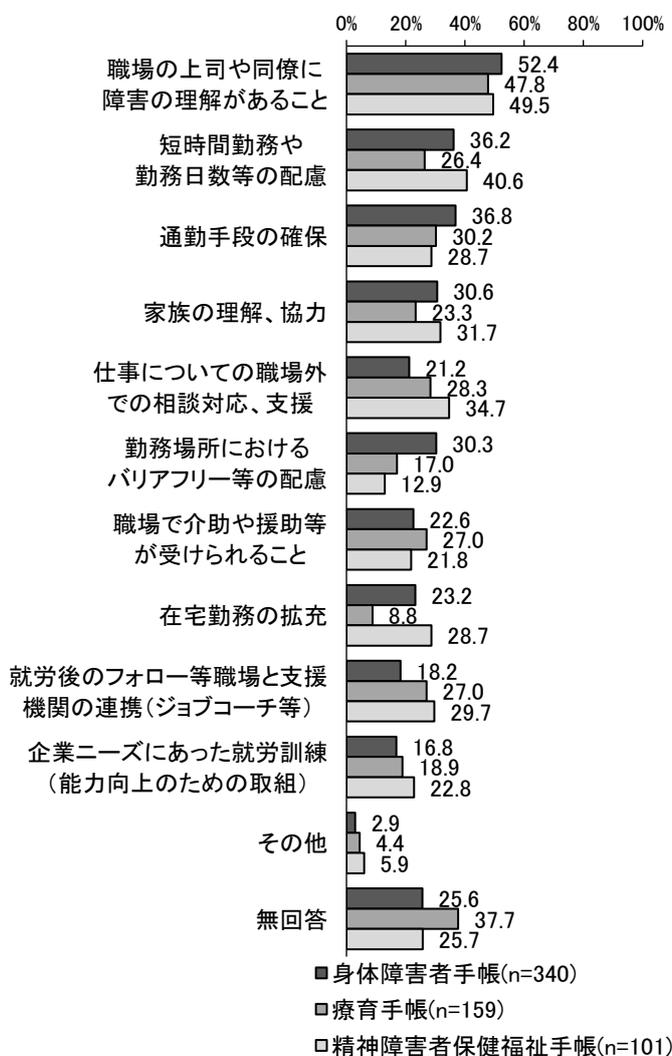
働く意欲を持つ障害のある人が、適切な合理的配慮を受けながら、働き続けられるよう、企業における取組の促進、就労継続に向けたサービスや職業訓練機会の充実等が求められます。

さらに福祉的就労においては、雇用・福祉施策が一体となって、就労支援に係る専門的人材の確保を推進するとともに、障害者本人や企業等からの新たな支援ニーズに対応する必要があります。

### 【取組方針】

障害福祉課と産業振興課が協働して、関係機関と連携することにより、障害のある人に向けた職業訓練機会の提供、きめ細かな職業マッチングの実施、就労相談、就労継続支援を行うとともに、事業所への働きかけを行います。

図 障害者の就労支援に必要なこと【障害種別】



## テーマ4 はたらく【取組内容】

項目	取組	主な内容	担当課
(6) 雇用・就業	②⑤就労支援の充実	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づき、障害者就労支援施設等の提供する物品・サービスの優先購入(調達)を推進します。	障害福祉課
		一般就労が困難な障害のある人に対し、就労継続支援等の障害福祉サービスを提供し、福祉的就労を支援します。就労継続支援を提供するサービス事業所の確保に努めます。	障害福祉課
		大阪障害者職業センター、大阪職業能力開発校、藤井寺公共職業安定所、南河内北就業・生活支援センターと連携し、就労に関する相談・指導体制の充実を図ります。相談・助言については、就職前から就職後のフォローまでの一貫した支援に努めます。	福祉総務課 産業振興課
		障害のある人の雇用・就労相談に関わる市職員の資質向上に努めます。	障害福祉課 産業振興課
	②⑥雇用機会の拡大	藤井寺公共職業安定所及び南河内北就業・生活支援センターと連携して、企業や事業主に対して「特例子会社制度」「障害者試行雇用事業(トライアル雇用事業)」等の各種助成制度の周知及び活用の促進を図ります。また、障害者雇用に関する企業からの相談にきめ細かく対応できる体制の充実を図ります。	障害福祉課 産業振興課
		障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、藤井寺公共職業安定所等と連携して法定雇用率未達成企業に対する啓発を行います。	障害福祉課 産業振興課
		一般企業への就職を希望する障害のある人に対して、一定期間、知識や能力の向上、実習や職場探し等を行う、就労移行支援を推進し、適性に合った職場への就労を支援します。	障害福祉課
		職場定着を進めるため、就労定着支援事業の活用等を通し、事業者に対して障害のある人が働きやすい職場環境への改善と従業員の理解促進を呼びかけます。	障害福祉課 産業振興課
		大阪障害者職業センター等と連携し、職業適応援助者(ジョブコーチ)助成金制度の周知を図るとともに、利用を促進し、障害のある人の特性を踏まえた専門的な援助を行い、職場への定着を支援します。	障害福祉課 産業振興課

## 第4章 計画の推進体制

### 1 施策の推進

施策・事業の実施にあたって、障害のある人と家族のニーズを的確に把握しながら、重要性・緊急性を勘案の上、実施に努めるとともに、計画を全庁的に推進するため、関係各課及び施策間の調整・連携を図ります。

また、障害種別の特性に応じた福祉サービスの提供を行う上で、各種団体・関係機関との緊密な連携が必要なことから、定期的な情報提供や情報交換を行います。

### 2 進捗状況の点検・評価

施策・事業の進捗状況については、「松原市障害者施策推進協議会」及び「松原市地域自立支援協議会」において定期的に(年1回程度)報告し、点検・評価や課題の検討を行います。さらに、協議会からの意見・提言を踏まえて、新たな施策立案や施策・事業の見直し等、施策展開を図ります。

### 3 計画の周知と協働の推進

本計画の推進は、行政だけでなく市民、各種団体、事業者、関係機関等の連携・協力が不可欠です。そのため、それぞれが本計画の意義を十分理解し、実現に向けて主体的に行動できるよう、計画の考え方や取組内容、進捗状況について広く周知を図ります。

その上で、関係機関や事業者、団体等と連携を図りながら、それぞれの主体の特性を生かした効果的な協働を推進し、計画の実現を目指します。

### 4 国や大阪府、近隣市との連携

本計画の推進にあたっては、国及び大阪府と連携を図り、既存の社会資源の有効活用や民間活力の導入を推進します。広域での対応が不可欠な施策の推進にあたっては、大阪府及び近隣市との協力・調整・連携を図り、有効な対策を講じていきます。

また、法制度に関する問題点が生じた場合には、大阪府を通じて、国に対し適宜必要と思われる提言や要望を行っていきます。

# 第3部 第7期松原市障害福祉計画及び 第3期松原市障害児福祉計画

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景

本市では「障害のある人もない人もいきいきと暮らせるまちづくりを目指す」を基本理念とし、平成18年度より松原市障害福祉計画を策定し、障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を目指し、障害福祉サービスや自立支援給付等の円滑な実施を確保するための基本的事項を定めてきました。

それから3年ごとに計画を定め、平成30年度第5期からは障害児の多様化するニーズに対応して計画的に支援の提供体制を整備していくために、松原市障害児福祉計画を併せて策定しました。

国における基本指針の見直しが行われ、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定に対しては、よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定が求められています。

本市では、「障害のある人もない人もいきいきと暮らせるまちづくりを目指す」という基本理念を実現すべく、基幹相談支援センターを中心とした、委託相談支援事業所との連携強化の充実にさらに力を入れ、共生社会の実現を目指していきます。また、手話が言語であるという認識に基づき、ろう者への理解及び手話の普及を促進し、手話の使用環境を一層整え、誰もが支え合いながら安心して暮らすことのできる市となることを目指し、令和2年9月に「松原市手話言語条例」を制定しました。

このたび、これまでの「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」で取り組んできた施策の評価と検証を行い、今後重点的に取り組んでいくべき課題を明確にし、障害児・者への支援を総合的かつ計画的に展開するために、令和6年度を始まりとする「第7期松原市障害福祉計画及び第3期松原市障害児福祉計画」を策定するものです。

### 2 計画の対象

本計画では、手帳の有無に関わらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活又は社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方を計画の対象とします。

### 3 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に係る基本指針

基本指針は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されたものであり、障害福祉計画・障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府

県が策定するものです。

基本指針の見直しの主なポイントは、下記の通りとなります。

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥地域における相談支援体制の充実・強化
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

## 第2章 計画に掲げる成果目標

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づき、障害者の自立支援のための地域生活移行や就労支援等への対応、また、障害児とその家族に対する障害児通所支援等の身近な地域における提供体制の整備等を進めるため、計画期間における以下の成果目標を設定します。

### 1 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行については、第6期計画の実績を踏まえ、国が定める基本指針に基づき令和8年度における数値目標を設定します。

#### (1)第6期障害福祉計画の達成状況

項目	計画数値	実績	備考
令和元年度末時点の入所者数(A)	67人		平成17年10月1日の入所者
目標年度入所者数(B)	66人	71人	令和5年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】 地域生活移行人数(C)	5人	10人	令和元年度末からの施設入所から地域(グループホーム等含む)への移行見込み
	7.5%	14.9%	移行割合(C/A)
【目標値】 削減見込み(D)	1人	-4人	令和元年度末時点から令和5年度末までの施設入所者の削減数(A-B)

#### (2)第7期障害福祉計画の目標

【国の目標値】			
○施設入所者の地域生活への移行:令和4年度末施設入所者数の6%以上			
○施設入所者数の削減:令和4年度末の5%以上削減(大阪府:1.7%以上削減)			
項目	計画数値	備考	
令和4年度末時点の入所者数(A)	71人		
目標年度入所者数(B)	69人	令和8年度末時点の入所者数の見込み	
【目標値】 地域生活移行人数(C)	5人	令和4年度末からの施設入所から地域(グループホーム等含む)への移行見込み	
	7.0%	移行割合(C/A)	
【目標値】 削減見込み(D)	2人	令和4年度末時点から令和8年度末までの施設入所者の削減数(A-B)	

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### (1)第6期障害福祉計画の達成状況

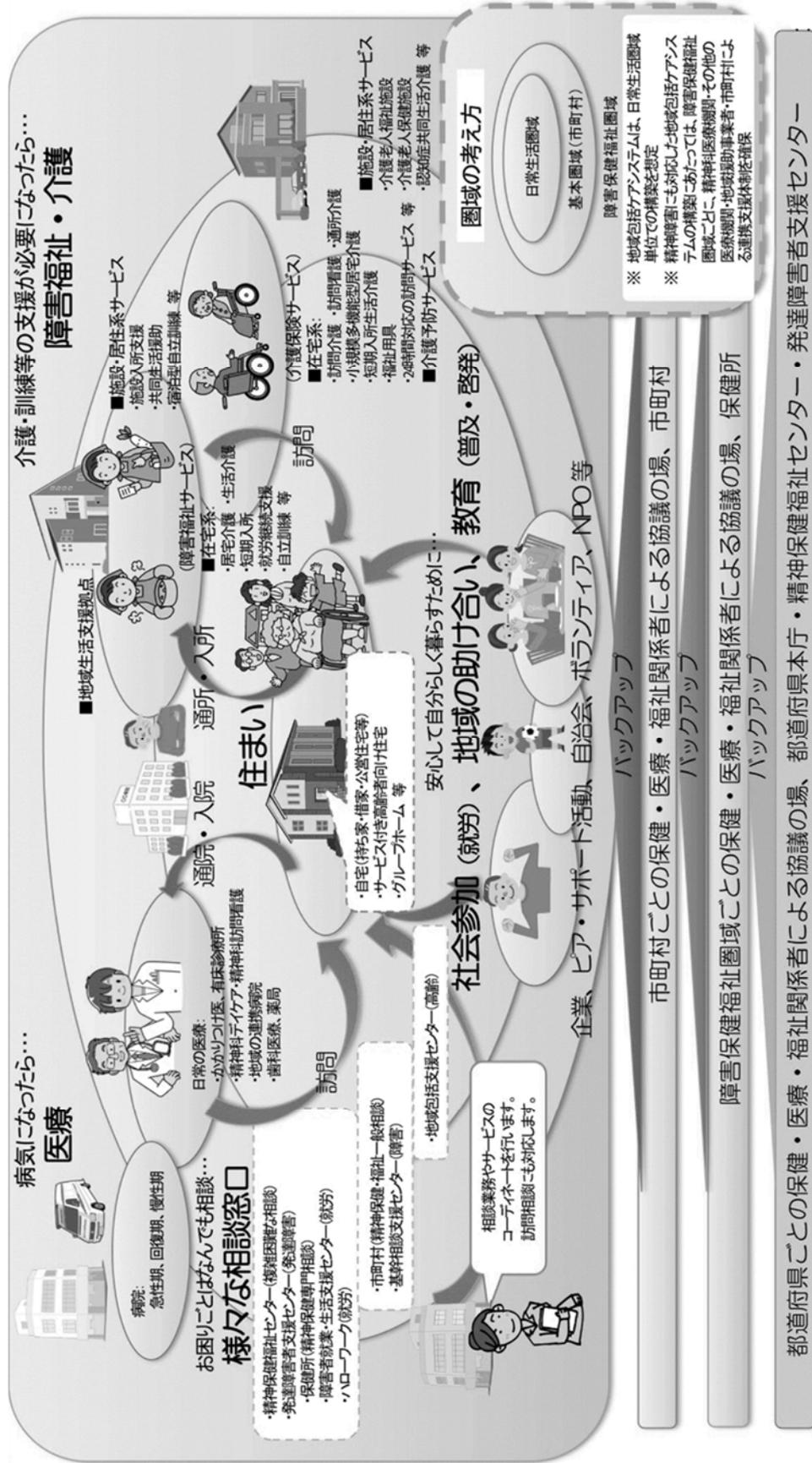
国の基本指針	大阪府の考え方	松原市の令和5年度 末目標値	実績
令和5年度末における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすること	国の基本指針と同じ	316日以上	316日以上
令和5年度末の精神病床1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定する	国の基本指針に準ずるものの、65歳以上、65歳未満の区別は設けない	150人	149人
令和5年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とする	国の基本指針と同じ	入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上	入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上

### (2)第7期障害福祉計画の目標

国の基本指針	大阪府の考え方	松原市の 基準数値	松原市の令和8年度末 目標値
令和8年度末における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすること	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	326日以上
令和8年度末の精神病床1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定する	国の基本指針に準ずるものの、65歳以上、65歳未満の区別は設けない	府の考え方と同じ	125人
令和8年度における早期退院率 3か月後68.9%以上 6か月後84.5%以上 1年後91.0%以上	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	3か月後68.9%以上 6か月後84.5%以上 1年後91.0%以上

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(回/年)	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数(人/年)	20人	20人	20人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数(回/年)	精神障害者が安心して生活していくために保健、医療及び福祉関係者で連携体制の充実を図る		
	2回	2回	2回
精神障害のある人の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障害のある人の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障害のある人の共同生活援助の利用者数	59人	67人	75人
精神障害のある人の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人
精神障害のある人の自立訓練(生活訓練)	3人	3人	3人

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(イメージ)



資料:厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議資料」(平成29年3月4日)

### 3 地域生活支援拠点等の充実

#### (1)第6期障害福祉計画の達成状況

国の基本指針	大阪府の考え方	松原市の目標値	実績
令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。	国の基本指針と同じ	松原市地域自立支援協議会にて地域生活支援拠点についての協議を行い、拠点整備を実施する。	松原市地域自立支援協議会にて地域生活支援拠点についての協議を行い、拠点整備を実施する。

#### (2)第7期障害福祉計画の目標

国の基本指針	大阪府の考え方	松原市の基準数値	松原市の令和8年度末目標値
令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	松原市地域自立支援協議会を活用し、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上地域生活支援拠点等の検証及び検討を実施する。
令和8年度末までに強度行動障がい者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	強度行動障害者の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

#### 【地域生活支援拠点等の機能の充実】

国が示す地域生活支援拠点等の機能は、以下の5つです。

- ◎地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談
- ◎一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供
- ◎ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保
- ◎人材の確保・養成・連携等による専門性の確保
- ◎サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり

本市では、既存の社会資源を活用し、「面的な整備」として地域生活支援拠点等の機能の一部を位置づけています。また、基幹相談支援センターを核とし、相談支援事業所、市内事業者との連携の下、障害者を地域で支える体制づくりを進めています。

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置	1か所	1か所	1か所
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数(人/年)	1人	1人	1人
地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施回数(回/年)	2回	2回	2回

### 【強度行動障害を有する者に対する支援体制の充実】

強度行動障害者の支援体制の充実を図るために、強度行動障害者の実情や支援ニーズを把握して、支援体制の整備を行うことが必要となるため、実態調査を行い、大阪府強度行動障がい者地域連携モデル等を参考に取組を推進します。

なお、名簿作成対象者は障害福祉サービス等の利用につながない方を中心に把握するものとします。

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	2回	2回	2回
対象者の把握による名簿作成(登録者数)	5人	15人	20人

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

### (1)第6期障害福祉計画の達成状況

国の基本指針	大阪府の考え方	松原市の基準数値	松原市の令和5年度末目標値	令和4年度の実績
一般就労移行者数:令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ ( $30 \times 1.27 = 38.1$ )	40人	23人
就労移行支援における一般就労移行者数:令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ ( $22 \times 1.30 = 28.6$ )	31人	16人
就労継続支援A型における一般就労移行者数:令和5年度までに、令和元年度実績の1.26倍以上	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ ( $5 \times 1.26 = 6.3$ )	7人	7人
就労継続支援B型における一般就労移行者数:令和5年度までに、令和元年度実績の1.23倍以上	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ ( $1 \times 1.23 = 1.23$ )	2人	0人
一般就労移行者数のうち就労定着支援の利用者数:令和5年度において7割	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	7割	8割
就労定着支援事業所の職場定着率の増加:就労定着支援の職場定着率が8割以上	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	8割	10割
就労継続支援(B型)事業所における工賃の月額平均額	個々の事業所が設定した目標工賃を踏まえて大阪府が目標値を設定	9,935円	9,953円	11,658円

(2)第7期障害福祉計画の目標

国の基本指針	大阪府の考え方	松原市の基準数値	松原市の令和8年度末目標値
一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上 そのうち 就労移行支援1.31倍以上 就労継続支援A型1.29倍以上 就労継続支援B型1.28倍以上	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ ( $19 \times 1.28 = 24.3$ ) ( $12 \times 1.31 = 15.7$ ) ( $3 \times 1.29 = 3.8$ ) ( $3 \times 1.28 = 3.8$ )	一般就労への移行者数 25人 うち就労移行支援 17人 うち就労継続支援A型 4人 うち就労継続支援B型 4人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上(大阪府:6割以上)	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の6割以上	— (市内に事業所がないため)	— (市内に事業所がないため)
就労定着支援事業の利用者数:令和3年度末実績の1.41倍以上	国の基本指針と同じ	( $18 \times 1.41 = 25.3$ )	26人
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上	国の基本指針に加えて就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進める。	府の考え方と同じ	国の基本指針に加えて就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会等で取組を進める。
就労継続支援(B型)事業所における工賃の月額平均額	個々の事業所が設定した目標工賃を踏まえて大阪府が目標値を設定する。	10,183円	11,708円

## 5 障害児支援の提供体制の整備等

### (1)第2期障害児福祉計画の達成状況

国の基本指針	大阪府の考え方	松原市の基準数値	松原市の令和5年度末目標値	実績
令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(圏域での設置も可)。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	1施設	1施設
令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	1施設	1施設
令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	1施設	3施設
令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	平成30年度に設置済み	平成30年度に設置済み
令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	1名	2名

## (2)第3期障害児福祉計画の目標

国の基本指針	大阪府の考え方	松原市の基準数値	松原市の令和8年度末目標値
令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(圏域での設置も可)。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	1施設
令和8年度末までに、全ての市町村において障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制を構築する。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	障害児通所支援事業所等とも連携し、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制を構築する。
令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上設置する。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	4施設
令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を活性化する。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	松原市地域自立支援協議会の障害児部会の場を活用し、協議の場を設ける。
令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを福祉関係、医療関係各1名以上配置する。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	福祉関係1名 医療関係1名

活動指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)(人/年)(人/年)		6人	6人	6人
		0人	0人	0人
ペアレントメンターの人数(人/年)		0人	0人	0人
ピアサポートの活動への参加人数(人/年)		5人	5人	5人
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数(人/年)	医療関係	1人	1人	1人
	福祉関係	1人	1人	1人

## 6 相談支援体制の充実・強化等

### (1)第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の実績

国の基本指針	大阪府の考え方	松原市	実績
令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。	国の基本指針と同じ	基幹相談支援センターを市内に1か所設置済。相談支援事業所とも連携し、相談支援体制について充実・強化等をしていく。	基幹相談支援センターを市内に1か所設置済。相談支援事業所とも連携し、相談支援体制について充実・強化等をした。

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数(件/年)	144件	144件	144件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数(件/年)	2件	2件	2件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数(回/年)	12件	12件	12件
個別事例の支援内容の検証(回/年)	2回	2回	2回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	2人	2人	2人
松原市地域自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施(回/年)(社/年)	2回	2回	2回
	8社	8社	8社
松原市地域自立支援協議会の専門部会の設置(回/年)	3部会	3部会	3部会
	9回	9回	9回

#### 【松原市の主な相談機関】

- ・生活支援センターれいんぼう
- ・まつばらピアセンター(松原市社会福祉協議会)
- ・生活支援センターそうそう
- ・地域生活サポートセンターいこな
- ・相談支援センターふたば
- ・地域支援センターばんびーの

## (2)第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の目標

国の基本指針	大阪府の考え方	松原市	松原市の 令和8年度末目標値
令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置	国の基本指針と同じ	1か所設置済	1か所設置済
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	松原市地域自立支援協議会における個別事例の検討を通じて、地域課題を抽出し、解決策について検討する。
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	松原市地域自立支援協議会における個別事例の検討を通じて、地域課題を抽出し、基幹相談支援センターをはじめとした相談支援事業所との連携強化に努める。

## 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### (1)第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の実績

国の基本指針	大阪府の 考え方	松原市の 基準数値	松原市の 令和5年度末 目標値	実績
令和5年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	研修参加や審査支払システム等による審査結果の体制構築	毎年5人以上は研修に参加し、また毎月の審査結果におけるチェック機能を強化した。

### (2)第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の目標

国の基本指針	大阪府の 考え方	松原市の 基準数値	松原市の 令和8年度末目標値
令和8年度までに、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保する取組等により、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	請求審査ソフトを活用し、チェック機能の強化を図る。また、事業所の指定、管理部門と協力・連携し、適正な指導監査等を実施する。

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	5人	5人	5人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	12回	12回	12回
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有の有無及びその実施回数	2回	2回	2回

## 8 松原市子ども・子育て支援事業計画との連携

「子ども・子育て支援法」において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されており、効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

「子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握やその提供体制の整備について、子育て支援施策と緊密に連携を図りながら、利用量を見込み、その提供体制の整備に努めます。

事業種別		計画値(提供量)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定こども園及び幼稚園		1,058人	1,041人	1,008人
認定こども園及び保育所	0歳	199人	199人	199人
	1～2歳	721人	721人	721人
	3～5歳	1,245人	1,238人	1,212人
	合計	2,165人 (うち障害児90人)	2,158人 (うち障害児90人)	2,132人 (うち障害児90人)
時間外保育事業		1,157人	1,143人	1,118人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)		893人	873人	863人
子育て短期支援事業		41人	41人	41人
地域子育て支援拠点事業		37,000組	37,000組	37,000組
一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))		48,686人	47,939人	46,489人
一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)		4,116人	3,949人	3,774人
病児病後児保育事業		4,786人	4,729人	4,628人
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(就学児のみ)		444人	434人	432人
利用者支援事業		2か所	2か所	2か所
乳児家庭全戸訪問事業		694人	675人	653人
養育支援家庭訪問事業		400回	400回	400回
妊婦健康診査		10,108件	9,828件	9,506件

## 第3章 第6期計画期間におけるサービスの利用状況

### 1 障害支援区分の認定及びサービス支給決定の状況

#### (1) 認定者数の推移

障害支援区分の認定状況でみると、「区分4」以上の占める割合は全体の64.1%となっており、「区分3」以上となると、全体の87.3%となっています。

全体	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
931	2	116	216	215	175	207

単位:人(令和5年4月時点)

#### (2) 障害福祉サービス支給決定及び受給者の状況

支給決定者数でみると、年々増加傾向であり、支給決定者のうち受給者は令和5年4月時点で98.6%となっています。

#### 【18歳以上】

全体	令和3年		令和4年		令和5年
	4月	10月	4月	10月	4月
支給決定	1,162人	1,177人	1,212人	1,213人	1,262人
受給者	1,031人	1,048人	1,071人	1,065人	1,253人

#### 【18歳未満】

全体	令和3年		令和4年		令和5年
	4月	10月	4月	10月	4月
支給決定	474人	508人	502人	541人	559人
受給者	425人	449人	450人	487人	542人

## 2 障害福祉サービス

### (1)訪問系サービスの利用状況

サービス名	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害もしくは精神障害があり、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障害者に対して意思疎通の支援その他の支援を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の障害者等が外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する人につき、障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の障害者等が行動する際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病やその他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。

#### ①居宅介護

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	327人	349人	373人
	実績値	315人	312人	315人
	達成率	96.3%	89.4%	84.5%
月あたりの 平均利用時間数 (時間/月)	計画値	5,580時間	5,955時間	6,365時間
	実績値	5,248時間	4,971時間	5,296時間
	達成率	94.1%	83.5%	83.2%

## ②重度訪問介護

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	8人	9人	10人
	実績値	6人	6人	6人
	達成率	75.0%	66.7%	60.0%
月あたりの 平均利用時間数 (時間/月)	計画値	666時間	749時間	832時間
	実績値	770時間	1,068時間	1,272時間
	達成率	115.6%	142.6%	152.9%

## ③同行援護

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	47人	48人	49人
	実績値	43人	42人	45人
	達成率	91.5%	87.5%	91.8%
月あたりの 平均利用時間数 (時間/月)	計画値	1,166時間	1,191時間	1,215時間
	実績値	976時間	1,070時間	1,108時間
	達成率	83.7%	89.8%	91.2%

## ④行動援護

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	13人	13人	14人
	実績値	19人	26人	31人
	達成率	146.2%	200.0%	221.4%
月あたりの 平均利用時間数 (時間/月)	計画値	397時間	397時間	428時間
	実績値	508時間	626時間	755時間
	達成率	128.0%	157.7%	176.4%

## ⑤重度障害者包括支援

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人
	達成率	0%	0%	0%
月あたりの 平均利用時間数 (時間/月)	計画値	0時間	0時間	0時間
	実績値	0時間	0時間	0時間
	達成率	0%	0%	0%

⑥短期入所

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	71人	80人	90人
	実績値	55人	66人	74人
	達成率	77.5%	82.5%	82.2%
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	488人日	550人日	619人日
	実績値	365人日	434人日	485人日
	達成率	74.8%	78.9%	78.4%

## (2)日中活動系サービスの利用状況

サービス名	概要
生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練(機能訓練)	身体障害のある人又は難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障害のある人等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	知的障害のある人又は精神障害のある人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障害のある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害のある人に対して、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。
就労継続支援(A型)	企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
就労継続支援(B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人等に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。
療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要する人につき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

### ①生活介護

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	293人	319人	348人
	実績値	300人	305人	311人
	達成率	102.4%	95.6%	89.4%
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	5,543人日	6,037人日	6,575人日
	実績値	5,868人日	5,990人日	6,175人日
	達成率	105.9%	99.2%	93.9%

### ②自立訓練(機能訓練・生活訓練)

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	25人	28人	32人
	実績値	16人	13人	13人
	達成率	64.0%	46.4%	40.6%
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	413人日	463人日	529人日
	実績値	248人日	215人日	226人日
	達成率	60.0%	46.4%	42.7%

### ③就労移行支援

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	34人	37人	41人
	実績値	40人	37人	40人
	達成率	117.6%	100.0%	97.6%
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	573人日	628人日	689人日
	実績値	717人日	616人日	672人日
	達成率	125.1%	98.1%	97.5%

### ④就労継続支援(A型)

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	98人	101人	103人
	実績値	97人	99人	114人
	達成率	99.0%	98.0%	110.7%
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	1,979人日	2,019人日	2,060人日
	実績値	1,814人日	1,832人日	2,103人日
	達成率	91.7%	90.7%	102.1%

### ⑤就労継続支援(B型)

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	245人	262人	279人
	実績値	273人	306人	331人
	達成率	111.4%	116.8%	118.6%
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	4,345人日	4,646人日	4,948人日
	実績値	4,792人日	5,332人日	5,959人日
	達成率	110.3%	114.8%	120.4%

### ⑥就労定着支援

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	32人	34人	37人
	実績値	18人	18人	17人
	達成率	56.3%	52.9%	45.9%

### ⑦療養介護

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	19人	19人	20人
	実績値	15人	17人	17人
	達成率	78.9%	89.5%	85.0%

### (3)居住系サービスの利用状況

サービス名	概要
共同生活援助	障害のある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	居宅において単身等で生活する障害者に、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。

#### ①共同生活援助

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	199人	216人	233人
	実績値	217人	241人	262人
	達成率	109.0%	111.6%	112.4%

#### ②施設入所支援

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	67人	66人	66人
	実績値	66人	70人	69人
	達成率	98.5%	106.1%	104.5%

#### ③自立生活援助

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	3人
	達成率	0%	0%	300.0%

#### (4)相談支援

サービス名	概要
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が、少なくとも6か月ごとに、継続サービス利用支援(モニタリング)を行いサービスが適当かを検討します。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障害のある人等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障害のある人等に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

##### ①計画相談支援

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	238人	277人	324人
	実績値	208人	216人	234人
	達成率	87.4%	78.0%	72.2%

##### ②地域移行支援

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	2人	2人	2人
	実績値	0人	0人	0人
	達成率	0%	0%	0%

##### ③地域定着支援

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	13人	13人	14人
	実績値	6人	3人	3人
	達成率	46.2%	23.1%	21.4%

## (5)障害児支援サービスの利用状況

サービス名	概要
児童発達支援	障害のある未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	障害のある未就学児のうち肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要である児童に対して児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児等の重度の障害児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
放課後等デイサービス	障害のある就学児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	療育の専門職員が障害児の通う保育所や学校等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障害児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画(案)を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

### ①児童発達支援

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	120人	132人	144人
	実績値	133人	151人	167人
	達成率	110.8%	114.4%	116.0%
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	1,200人日	1,320人日	1,400人日
	実績値	1,478人日	1,736人日	1,747人日
	達成率	123.2%	131.5%	124.8%

### ②医療型児童発達支援

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人
	達成率	0%	0%	0%
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	0人日	0人日	0人日
	実績値	0人日	0人日	0人日
	達成率	0%	0%	0%

### ③居宅訪問型児童発達支援

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
月あたりの 平均訪問回数 (回/月)	計画値	0回	0回	0回
	実績値	0回	0回	0回
	達成率	0%	0%	0%

### ④放課後等デイサービス

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	312人	344人	376人
	実績値	311人	339人	381人
	達成率	99.7%	98.5%	101.3%
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	4,056人日	4,472人日	4,888人日
	実績値	4,372人日	4,726人日	5,079人日
	達成率	107.8%	105.7%	103.9%

### ⑤保育所等訪問支援

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
月あたりの 平均訪問回数 (回数/月)	計画値	4回	4回	4回
	実績値	5回	6回	7回
	達成率	125.0%	150.0%	175.0%

### ⑥障害児相談支援

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
月あたりの 平均利用者数 (人/月)	計画値	16人	18人	20人
	実績値	16人	21人	22人
	達成率	100.0%	116.7%	110.0%

## (6)地域生活支援事業

### ①相談支援事業

サービス名	概要
相談支援事業	障害のある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害・難病)を実施し、地域の実情に応じて、総合相談・専門相談をはじめ、地域の相談支援体制の強化の取組等の業務を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を市町村に配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

サービス種別	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
障害者相談支援事業(箇所)	5か所	5か所	5か所
基幹相談支援センター(有無)	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業(有無)	有	有	有

### ②成年後見制度利用支援事業

サービス名	概要
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする知的障害のある人又は精神障害のある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の全て又は一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備します。

サービス種別	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
成年後見制度利用支援事業(人/年)	6人	6人	6人
成年後見制度法人後見支援事業(有無)	無	無	有

### ③意思疎通支援事業

サービス名	概要
手話通訳者要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が社会参加を行う際に、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。
手話通訳者設置事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が社会参加を行う際に、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者を配置します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人等との交流活動の促進、市町村の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

サービス種別		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
手話通訳者派遣事業 年間の派遣件数(件/年)	計画値	616件	637件	659件
	実績値	655件	674件	680件
	達成率	106.3%	105.8%	103.2%
要約筆記者派遣事業 年間の派遣件数(件/年)	計画値	19件	19件	19件
	実績値	0件	0件	2件
	達成率	0%	0%	10.5%
手話通訳者設置事業 年間の設置人数(人/年)	計画値	2人	2人	2人
	実績値	2人	2人	2人
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
手話奉仕員養成研修事業 年間実養成講習修了見込 者数(人/年)	計画値	37人	37人	37人
	実績値	21人	40人	40人
	達成率	56.8%	108.1%	108.1%

#### ④日常生活用具給付等事業

サービス名	概要
介護・訓練支援用具	特殊寝台、訓練用ベッド、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす等を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、移動・移乗支援用具、歩行補助つえ(一本杖)、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置等を給付します。
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、盲人用体温計(音声式)、酸素ボンベ運搬車、盲人用体重計等を給付します。
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、点字図書等を給付します。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器等を給付します。
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	居宅生活動作補助用具等を給付します。

サービス種別		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
介護・訓練支援用具 年間の給付件数(件/年)	計画値	12件	12件	12件
	実績値	8件	8件	10件
	達成率	66.7%	66.7%	83.3%
自立生活支援用具 年間の給付件数(件/年)	計画値	42件	42件	42件
	実績値	37件	21件	24件
	達成率	88.1%	50.0%	57.1%
在宅療養等支援用具 年間の給付件数(件/年)	計画値	30件	30件	30件
	実績値	21件	21件	10件
	達成率	70.0%	70.0%	33.3%
情報・意思疎通支援用具 年間の給付件数(件/年)	計画値	44件	44件	44件
	実績値	39件	27件	40件
	達成率	88.6%	61.4%	90.9%
排せつ管理支援用具 年間の給付件数(件/年)	計画値	3,459件	3,658件	3,867件
	実績値	2,814件	3,099件	3,300件
	達成率	81.4%	84.7%	85.3%
住宅改修費 年間の給付件数(件/年)	計画値	2件	2件	2件
	実績値	1件	3件	2件
	達成率	50.0%	150.0%	100.0%

## ⑤移動支援事業

サービス名	概要
移動支援事業	ガイドヘルパーにより、外出時の介護やコミュニケーション介助、食事介助、排せつ介助等の余暇活動の参加のための支援を行います。

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
年間の利用実人数 (人/年)	計画値	411人	434人	458人
	実績値	246人	259人	267人
	達成率	59.9%	59.7%	58.3%
年間の総利用時間数 (時間/年)	計画値	47,365時間	50,016時間	52,815時間
	実績値	31,188時間	35,193時間	38,316時間
	達成率	65.8%	70.4%	72.5%

## ⑥地域活動支援センター事業

サービス名	概要
地域活動支援センター事業	創作活動又は生産活動等の機会を提供し、地域生活の支援を行います。
I型	専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。
II型	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
箇所数	計画値 < I・II型 >	2箇所	2箇所	2箇所
	実績値 < I・II型 >	2箇所	2箇所	2箇所
	達成率 < I・II型 >	100.0%	100.0%	100.0%
年間の利用実人数 (人/年)	計画値 < I・II型 >	209人	212人	216人
	実績値 < I・II型 >	206人	204人	210人
	達成率 < I・II型 >	98.6%	96.2%	97.2%

## 【任意事業】

サービス名	概要
訪問入浴サービス事業	家族のみでは入浴が困難な人の居宅を訪問し、浴槽を搬入して入浴の介護を行います。
日中一時支援事業	日中における活動の場の確保により、介護者の就労支援や家族の一時的な休息等の支援を行います。
社会参加促進事業	レクリエーションを通じて、障害のある人の交流、体力増強、余暇活動等のために、教室を開催します。 奉仕員養成研修事業は、障害のある人の福祉に理解と熱意のある人を対象に各種講習会を実施し、奉仕員の養成を行います。

### ①訪問入浴サービス事業

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
訪問入浴サービス事業 年間の利用実人数 (人/年)	計画値	8人	8人	8人
	実績値	8人	8人	7人
	達成率	100.0%	100.0%	87.5%
訪問入浴サービス事業 年間の派遣件数 (件/年)	計画値	769件	956件	1,187件
	実績値	599件	721件	722件
	達成率	77.9%	75.4%	60.8%

### ②日中一時支援事業

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
日中一時支援事業 年間の利用実人数 (人/年)	計画値	51人	53人	56人
	実績値	40人	45人	45人
	達成率	78.4%	84.9%	80.4%
日中一時支援事業 年間の利用回数 (回/年)	計画値	883回	917回	969回
	実績値	1,055回	1,207回	1,489回
	達成率	119.5%	131.6%	153.7%

### ③社会参加促進事業

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
レクリエーション教室 開催等事業 年間の実施回数 (回/年)	計画値	7回	7回	7回
	実績値	0回	0回	2回
	達成率	0%	0%	28.6%
奉仕員養成研修事業 年間の利用実人数 (人/年)	計画値	12人	12人	12人
	実績値	4人	4人	6人
	達成率	33.3%	33.3%	50.0%

## 第4章 障害福祉サービス等の利用見込み

### 1 訪問系サービスの利用見込量

#### ① 居宅介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	315人	317人	319人
月あたりの平均利用時間数 (時間/月)		5,355 時間	5,389 時間	5,423時間

#### ○計画値の見込量について

障害者が住み慣れた地域で在宅生活を送っていくために欠かせないサービスです。身体障害者は減少傾向、知的障害者と精神障害者は増加傾向にありますが、知的障害者と精神障害者で居宅介護を必要とする人はグループホーム等に入居する傾向にあるため、令和6年度以降は大幅な増加は見込んでおらず、平均利用者数と平均利用時間数ともに微増を見込んでいます。

#### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由又は重度の知的障害もしくは精神障害があり、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障害者に対して意思疎通の支援その他の支援を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	7人	7人	7人
月あたりの平均利用時間数 (時間/月)		1,659時間	1,659時間	1,659時間

#### ○計画値の見込量について

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により、行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人に、居宅において入浴、食事等の介護や調理、掃除等の家事及び相談、助言並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスであるため、対象者が限定されることから大幅な増加は見込んでおらず、令和5年度実績見込み値から1人増加を見込んでいます。

### ③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の障害者等が外出する際の必要な援助を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	45人	46人	47人
月あたりの平均利用時間数 (時間/月)		1,103時間	1,127時間	1,152時間

#### ○計画値の見込量について

平均利用者数と平均利用時間数ともに微増を見込んでいます。平均利用者数は、令和5年度の実績見込み人数から各年度1人ずつ増加を見込んでいます。

平均利用時間数は、過去5年間における1人あたりの平均利用時間数を各年度の平均利用者数に乗じて見込んでいます。

### ④ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する人につき、障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の障害者が行動する際の必要な援助を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	34人	37人	41人
月あたりの平均利用時間数 (時間/月)		850時間	925時間	1,025時間

#### ○計画値の見込量について

アンケート調査結果からもニーズが高いサービスであり、過去5年間の伸び率を令和5年度実績見込み人数に乗じて各年度の平均利用者数を見込みました。

平均利用時間数は、過去3年間の1人あたりの平均利用時間数を各年度の平均利用者数に乗じて見込んでいます。

## ⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人につき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	0人	0人	0人
月あたりの平均利用時間数 (時間/月)		0時間	0時間	0時間

### ○計画値の見込量について

対象者の要件が障害支援区分6に該当し、意思疎通に著しい困難を持つ人となっているため対象者が限定されます。事業所ヒアリングにおいても新規展開する意向はなく、対象者も他のサービスの複数利用によって充足されているため、計画値を見込んでいません。

## ⑥ 短期入所

居宅においてその介護を行う人の疾病やその他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	77人	82人	87人
月あたりの平均利用日数 (人日分/月)		539人日	574人日	609人日

### ○計画値の見込量について

新型コロナウイルス感染症による利用自粛の影響で、令和3年度は平均利用者数と平均利用日数ともに減少しましたが、令和4年度から回復傾向にあるため令和6年度からの見込み量についても増加を見込んでいます。平均利用者数については、令和4年度から令和5年度の伸び率を令和5年度実績見込み値に乗じて見込んでいます。平均利用日数は、過去3年間の1人あたりの平均利用日数を各年度の平均利用者数に乗じて見込んでいます。

## 2 日中活動系サービスの利用見込量

### ① 生活介護

障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	314人	317人	320人
月あたりの平均利用日数 (人日分/月)		6,280人日	6,340人日	6,400人日

### ○計画値の見込量について

平均利用者数については、実績値からも増加傾向であるため、過去3年間の伸び率を令和6年度以降にも見込んでいます。

平均利用日数は、過去3年間の1人あたりの平均利用日数を各年度の平均利用者数に乗じて見込んでいます。

### ② 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

#### ・機能訓練

身体障害のある人又は難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障害のある人等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	1人	1人	1人
月あたりの平均利用日数 (人日分/月)		17人日	17人日	17人日

#### ・生活訓練

知的障害のある人又は精神障害のある人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障害のある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	14人	15人	16人
月あたりの平均利用日数 (人日分/月)		238人日	255人日	272人日

### ○計画値の見込量について

平均利用者数は横ばいの傾向であるため、令和5年度の実績見込み値や過去の実績値も参考にして、各年度1人ずつ増加を見込んでいます。

平均利用日数は、過去3年間の1人あたりの平均利用日数を平均利用者数に乗じて見込んでいます。

### ③ 就労選択支援(新規)

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値		1人	2人
月あたりの平均利用日数 (人日分/月)			14人日	28人日

### ○計画値の見込量について

主に支援学校等の卒業後の進路に関する利用を見込んでおり、各年度で支援学校等を卒業予定の15歳から16歳における放課後等デイサービスの利用者数を令和7年度からの2年間に見込んでいます。

平均利用日数は、国の制度の概要において、「サービスの利用期間は、概ね2週間程度とする」となっていることから、1回の利用者の平均利用日数を14日として見込んでいます。

### ④ 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障害のある人に対して、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	40人	41人	42人
月あたりの平均利用日数 (人日分/月)		720人日	738人日	756人日

### ○計画値の見込量について

実績値が増加傾向にあることやアンケート調査からも就労意欲の高まりがみられるため、令和5年度実績見込値に各年度1人ずつ増加を見込みました。

平均利用日数は、過去3年間の1人あたりの平均利用日数を各年度の平均利用者数に乗じて見込んでいます。

## ⑤ 就労継続支援(A型)

企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	117人	118人	119人
月あたりの平均利用日数 (人日分/月)		2,223人日	2,242人日	2,261人日

### ○計画値の見込量について

実績値が増加傾向にあることやアンケート調査からも就労意欲の高まりがみられるため、令和5年度実績見込値に各年度1人ずつ増加を見込んでいます。

平均利用日数は、過去3年間の1人あたりの平均利用日数を各年度の平均利用者数に乗じて見込んでいます。

## ⑥ 就労継続支援(B型)

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人等に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	375人	406人	437人
月あたりの平均利用日数 (人日分/月)		6,750人日	7,308人日	7,866人日

### ○計画値の見込量について

働き方が多様化していることで、利用者数も増加傾向にあります。過去5年間における平均利用者数の平均増加人数31人を各年度に加えて見込んでいます。

## ⑦ 就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	16人	17人	18人

### ○計画値の見込量について

実績値は横ばいの傾向であるため、過去3年間における平均利用者数を参考に、令和6年度からの3年間に見込んでいます。

## ⑧ 療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要する人につき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	18人	18人	18人

### ○計画値の見込量について

対象者が限定されるサービスのため、過去5年間における平均利用者数の最大値を令和6年度からの3年間に見込んでいます。

### 3 居住系サービスの利用見込量

#### ① 共同生活援助

障害のある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	291人	316人	341人

#### ○計画値の見込量について

地域生活への移行を推進する中で、今後も利用ニーズが増加すると考えられるため、過去3年間における各年度の平均利用者数の増加人数を令和6年度からの各年度に加えて見込んでいます。

#### ② 施設入所支援

施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	72人	70人	69人

#### ○計画値の見込量について

大阪府の成果目標に基づき、施設入所者の削減数を令和4年度末時点における施設入所者数の1.7%以上とするため、令和4年度末時点の施設入所者数71人から2人減少した69人を令和8年度の見込み人数としています。施設から退所された方が地域で安定した生活ができるよう、他の障害福祉サービスを利用できるよう支援に努めます。

#### ③ 自立生活援助

居宅において単身等で生活する障害者に、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	5人	5人	5人

#### ○計画値の見込量について

精神科病院に入院していた人、共同生活援助や施設入所支援を利用していた人等、利用者が限定されるため増加は見込んでおらず、令和5年度の実績見込値5人を令和6年度からの3年間に見込んでいます。

## 4 相談支援の利用見込量

### ① 計画相談支援

障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が、少なくとも6か月ごとに、継続サービス利用支援(モニタリング)を行いサービスが適当かを検討します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	241人	248人	256人

#### ○計画値の見込量について

令和8年度の見込量を、計画相談支援決定者の50%を目指し、令和6年度からの3年間にわたり年々増加を見込んでいます。今後は、障害分野の事業所のみでなく、介護保険分野の事業所などに対しても参入の促しに努めます。

### ② 地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障害のある人等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	1人	1人	1人

#### ○計画値の見込量について

施設入所や精神科に入院している人等、利用者が限定されるため、大きな増加は見込んでいません。事業所と本市において医療機関等との連携を密にし、本市に合った特性を意識しながら連携強化に努めます。

### ③ 地域定着支援

居宅において単身生活をする障害のある人等に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	3人	3人	3人

#### ○計画値の見込量について

利用期間が限定されているサービスのため、利用者の増加は見込んでおらず、令和5年度実績見込み値を令和6年度からの3年間に見込んでいます。

## 5 障害児支援サービスの利用見込量

### ① 児童発達支援

障害のある未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	190人	216人	245人
月あたりの平均利用日数 (人日分/月)		2,090 人日	2,376 人日	2,695 人日

#### ○計画値の見込量について

早期療育へのニーズが高く、増加を見込んでいます。また、個別のニーズに合わせて対応できるよう事業所と連携を図ります。

### ② 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児等の重度の障害児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	1人	1人	1人
月あたりの平均利用回数 (回/月)		5回	5回	5回

#### ○計画値の見込量について

重症心身障害児等の重度の障害児が在宅で生活するために必要な支援として見込んでいます。

### ③ 放課後等デイサービス

障害のある就学児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進等を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	424人	471人	524人
月あたりの平均利用日数 (人日分/月)		5,512 人日	6,123 人日	6,812 人日

#### ○計画値の見込量について

障害児の療育及び放課後や、長期の休暇中の居場所としてニーズが高く、利用者が増加しており、今後も同様に推移すると考えています。また、個別ニーズに合わせて対応ができるよう事業所との連携を図ります。

#### ④ 保育所等訪問支援

療育の専門職員が障害児の通う保育所や学校等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	4人	5人	6人
月あたりの平均訪問回数 (回/月)		8回	10回	12回

#### ○計画値の見込量について

児童発達支援や放課後等デイサービスを利用している児童が集団生活に適応するためのサービスです。個別のニーズに合わせて対応できるよう事業所との連携を図ります。

#### ⑤ 障害児相談支援

障害児通所支援の利用を希望する障害児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画(案)を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用者数 (人/月)	計画値	24人	26人	28人

#### ○計画値の見込量について

児童発達支援や放課後等デイサービスの利用の増加に伴い、本サービスを必要とする利用者の増加を見込んでいます。今後もサービス提供事業所に研修参加等の働きかけを行い、利用希望に対応できるようサービスの提供に努めます。

## 6 地域生活支援事業の見込み

### (1) 必須事業

#### ① 理解促進研修・啓発事業

障害児及び障害者や障害特性等に関する地域住民の理解を深めるための、又は「心のバリアフリー」の推進を図るための研修及び啓発活動を実施することにより、障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去及び共生社会の実現を図ります。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施状況	有	有	有

#### ○計画値の見込量について

「障害者週間」等でのイベントについて、広く市民に参加を呼びかけ、障害のある人とない人が交流できる場の提供や障害者同士、ボランティアグループとの交流等の場を提供し、広く市民への心のバリアフリーの意識の醸成を行います。

#### ② 自発的活動支援事業

障害者が日常生活又は社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施状況	有	有	有

#### ○計画値の見込量について

障害者団体(当事者団体や家族会を含む)について、それぞれの目的に沿った自主的活動を支援します。

### ③ 相談支援事業

#### ・相談支援事業

障害のある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

#### ・基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害・難病)を実施し、地域の実情に応じて、総合相談・専門相談をはじめ、地域の相談支援体制の強化の取組等の業務を行います。

#### ・基幹相談支援センター等機能強化事業

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を市町村に配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

#### ・住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対して、入居に必要な調整等・家主等への相談・助言も含める支援を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	5箇所	5箇所	5箇所
基幹相談支援センター	設置状況	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	有	有	有
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施状況	有	有	有

### ○計画値の見込量について

身体・知的・精神の3障害に加え、難病患者、発達障害及び障害児等の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の支援を行うとともに、障害のある人の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを運営し、地域の相談支援体制の連携強化を進めます。

#### ④ 成年後見制度利用支援事業

##### ・成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする知的障害のある人又は精神障害のある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の全て又は一部について補助を行います。

##### ・成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業 (人/年)	実利用者数	6人	6人	6人
成年後見制度法人後見支援事業	実施状況	有	有	有

#### ○計画値の見込量について

成年後見制度利用支援事業については知的障害者や精神障害者に対応する相談支援体制の整備や支援の充実を図り、成年後見制度の円滑な利用を促進するために、相談支援事業所等と連携を図ります。また、成年後見制度法人後見支援事業については、今後のニーズの把握に努め、法人に対する研修等の実施を検討していきます。

## ⑤ 意思疎通支援事業

### ・手話通訳者要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が社会参加を行う際に、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

### ・手話通訳者設置事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が社会参加を行う際に、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者を配置します。

### ・手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人等との交流活動の促進、市町村の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	年間の派遣件数 (件/年)	計画値	686件	692件	698件
要約筆記者派遣事業	年間の派遣件数 (件/年)		15件	15件	15件
手話通訳者設置事業	年間の設置人数 (人/年)		2人	2人	2人
手話奉仕員養成研修事業	年間の修了者数 (人/年)		40人	40人	40人

## ○計画値の見込量について

手話や要約筆記等を必要とする障害者のニーズに柔軟に対応するため、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。さらに、養成や技能の向上を図り、引き続き手話通訳者養成講座、要約筆記者養成講座を実施します。

## ⑥ 日常生活用具給付等事業

### ・介護・訓練支援用具

特殊寝台、訓練用ベッド、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす等を給付します。

### ・自立生活支援用具

入浴補助用具、便器、移動・移乗支援用具、歩行補助つえ(一本杖)、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置等を給付します。

### ・在宅療養等支援用具

透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、盲人用体温計(音声式)、酸素ポンプ運搬車、盲人用体重計等を給付します。

### ・情報・意思疎通支援用具

携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、点字図書等を給付します。

### ・排せつ管理支援用具

ストマ用装具、紙おむつ、収尿器等を給付します。

### ・居宅生活動作補助用具(住宅改修費)

居宅生活動作補助用具等を給付します。

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	年間の給付件数 (件/年)	計画値	9件	9件	9件
自立生活支援用具	年間の給付件数 (件/年)		38件	38件	38件
在宅療養等支援用具	年間の給付件数 (件/年)		28件	28件	28件
情報・意思疎通支援用具	年間の給付件数 (件/年)		37件	37件	37件
排せつ管理支援用具	年間の給付件数 (件/年)		3,373件	3,373件	3,373件
住宅改修費	年間の給付件数 (件/年)		4件	4件	4件

## ○計画値の見込量について

障害児・者の日常生活上の困難を改善し自立を支援するために、各障害に対して適切な用具の給付を行っております。今後も、サービスを必要とする人への事業の周知を行い、適切な給付に努めます。

## ⑦ 移動支援事業

ガイドヘルパーにより、外出時の介護やコミュニケーション介助、食事介助、排せつ介助等の余暇活動の参加のための支援を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間の利用実人数 (人/年)	計画値	286人	330人	374人
年間の総利用時間数 (時間/年)		44,330時間	51,150時間	57,970時間

### ○計画値の見込量について

年々利用時間数が増加しています。アンケート調査結果からも既に利用している人の割合が多く、ヒアリングからも安心して外出できるサービスとして必要性が高いため、利用者数と利用時間数ともに増加を見込んでいます。事業所に対して外出における安全確保のための研修参加を促す等、質の向上を図るよう促していきます。

## ⑧ 地域活動支援センター事業

創作活動又は生産活動等の機会を提供し、地域生活の支援を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	計画値	2箇所	2箇所	2箇所
年間の利用実人数 (人/年)		205人	205人	205人

### ○計画値の見込量について

希望する障害者に対し、創作的・生産的活動、障害理解への普及啓発等の情報発信及び地域交流の場への参加の機会を提供します。今後も、事業所と連携しながら機能の充実に努めます。

## (2)任意事業

### ・訪問入浴サービス事業

家族のみでは入浴が困難な人の居宅を訪問し、浴槽を搬入して入浴の介護を行います。

### ・日中一時支援事業

日中における活動の場の確保により、介護者の就労支援や家族の一時的な休息等の支援を行います。

### ・レクリエーション教室開催等事業

レクリエーションを通じて、障害のある人の交流、体力増強、余暇活動等のために、教室を開催します。

### ・奉仕員養成研修事業

障害のある人の福祉に理解と熱意のある人を対象に各種講習会を実施し、奉仕員の養成を行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	年間の利用実人数 (人/年)	7人	8人	8人
	年間の派遣件数 (件/年)	720件	825件	825件
日中一時支援事業	年間の利用実人数 (人/年)	47人	49人	51人
	年間の利用回数 (回/年)	1,650回	1,800回	1,950回
レクリエーション教室開催等事業	年間の実施回数 (回/年)	7回	7回	7回
奉仕員養成研修事業	年間の利用実人数 (人/年)	10人	10人	10人

## ○計画値の見込量について

自立した日常生活又は社会生活を継続していくことができるよう、訪問入浴サービス及び日中一時支援事業については増加を見込んでいます。レクリエーション教室と、奉仕員養成研修事業は障害者の社会参加の促進のため、今後も実施していきます。

## 7 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

国の基本指針や大阪府の基本的考え方で示された基本的理念及び障害福祉サービス・障害児支援・相談支援の提供体制の確保に必要な以下の事項について、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施に向けて取り組みます。

### (1) 障害者等に対する虐待の防止

高齢者・児童の虐待防止の関連機関とも連携しつつ、大阪府障がい者権利擁護センター、本市障害者虐待防止センター(障害福祉課内)を中心として、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者及び障害児団体、学校、警察、司法関係者、民生委員・児童委員、人権擁護委員等と連携して、虐待の特徴・傾向の把握や虐待防止の体制・取組等を検証し、必要に応じてマニュアルの見直し等を実施することにより、虐待の未然防止・早期発見、迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組みます。障害福祉サービス事業所等に対する虐待防止や成年後見制度の利用促進等、権利擁護に関する研修を実施します。

また、障害者虐待防止法に係る通報・届出窓口である本市障害者虐待防止センター(障害福祉課内)の周知を、今後も引き続き行っていきます。

### (2) 意思決定支援の促進

意思決定支援ガイドライン等を踏まえ、事業所がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際、可能な限り障害者本人が自ら意思決定できるよう支援する等、障害者の自己決定の尊重に基づいた支援に努めます。

### (3) 障害者の芸術文化活動等支援による社会参加等の促進

障害者のスポーツ、文化・芸術活動等による社会参加等の促進に向けて、スポーツ、文化・芸術活動等に関する相談支援、支援人材の育成、関係者のネットワークづくり、スポーツ、文化・芸術活動等に参加する機会の確保や障害者のスポーツ、文化・芸術活動等の情報収集・発信等の支援を推進します。

### (4) 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障害者等による情報の取得利用・意思疎通支援の推進に関しては、障害特性に配慮した意思疎通支援(手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指点字等)のニーズを把握するための調査等、ニーズに対応した支援に必要な意思疎通支援者の養成、意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくりに取り組み、障害特性(聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障害や難病等)に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図ります。

## (5) 障害を理由とする差別の解消の推進

障害を理由とする差別の解消を図るための啓発活動等を行うとともに、相談体制を整備します。

松原市地域自立支援協議会の障害者差別解消部会において、相談事例や差別解消に向けた取組の共有・分析、さらに障害特性を理解するための研修・啓発を行い、地域での対応力の向上や相談体制の充実につなげます。

## (6) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所等において、災害時等を見据えて平常時から地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることを促進します。災害時は福祉避難所として地域の安全提供の拠点として機能することも踏まえた防災対策を講じます。自然災害以外にも防犯対策や感染症の対応等にも取り組みます。

障害福祉サービス事業所において、障害者等が安心して生活できるよう、権利擁護の視点も含めた職員への研修や、本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制の整備、職員が働きやすい職場環境の改善等を促進します。

## (7) ユニバーサルデザインの推進

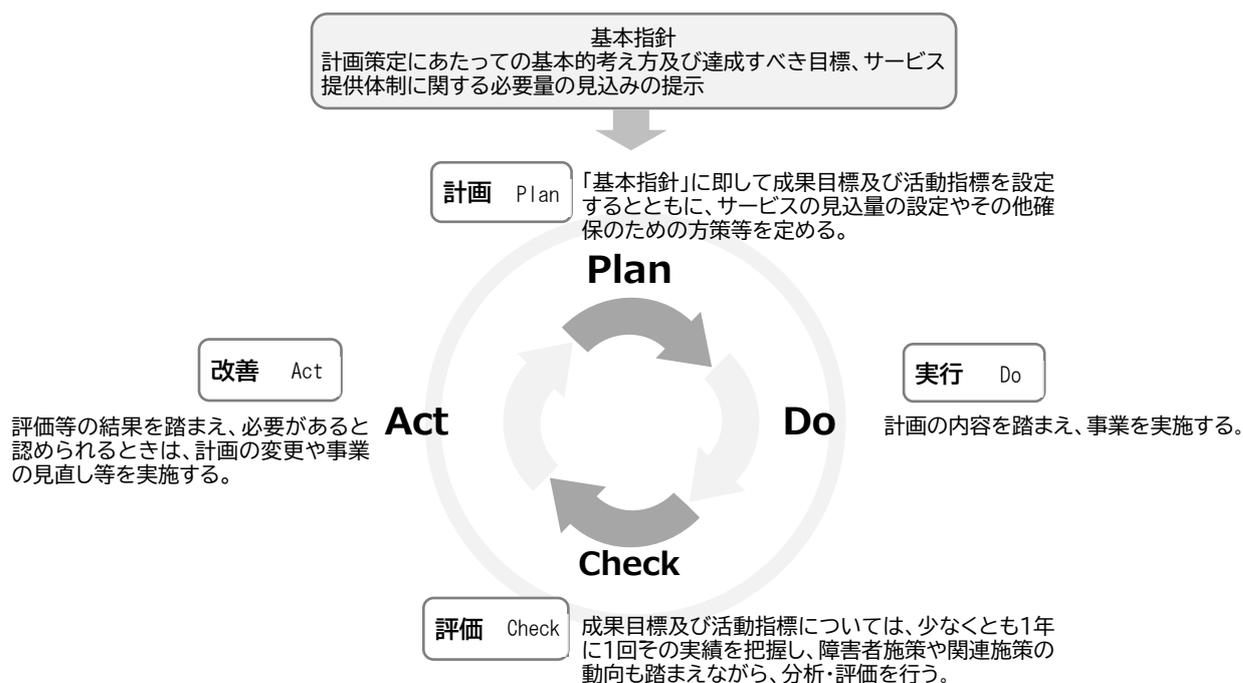
障害はもちろん、文化・言語・国籍、老若男女といった差異に関わらず、誰もがストレスなく快適に施設を利用したり、製品を使用したり、安全かつ自由に移動し、求める情報にアクセスできる環境が整備されるよう、ユニバーサルデザインの考え方を浸透させ、バリアフリー化の推進や、十分な情報・コミュニケーションの確保を通じて、地域での快適な生活環境の整備を図ります。

# 第5章 計画の推進に向けて

## 1 計画の推進体制と評価・管理

計画の推進にあたっては関係機関・団体、市民等と連携を図りながら、総合的・効果的に取り組んでいきます。

また、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置(PDCAサイクルの導入)を講じることとされており、障害者団体、障害福祉サービス事業者、福祉、医療の関係機関等により構成されている松原市地域自立支援協議会において、計画的な推進について定期的に評価・検証を行い、併せて、障害者団体、障害福祉サービス事業者、医師、福祉関係機関、学識経験者等により構成されている松原市障害者施策推進協議会において、本計画並びに障害者福祉施策の総合的かつ計画的な推進について調査審議します。



## 2 連携・協力の推進

障害福祉施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境等多岐にわたることから、市内はもとより、幅広い分野の関係機関等との連携体制を推進し、近隣市との連携も必要です。また、松原市では、平成25年11月にセーフコミュニティの国際認証を受け、全ての人たちが安心・安全に暮らすことができるまちづくりを進める取組を行っています。また、令和2年9月に松原市手話言語条例を制定し、手話が言語であるという認識に基づき、手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進しています。誰もが住みたい、住み続けたい魅力あるまちづくりを進めることが、障害のある人の安心・安全な地域での生活につながるため、本計画を進めるにあたり地域住民との協働の取組を図ります。

### 3 制度の円滑な実施とサービスの質の確保

#### (1) サービス利用援助の充実

障害者が日常生活における様々な問題について、身近な場所で気軽に相談でき、必要なサービスにつなげていけるよう、関係機関との連携体制を強化するとともに、各種の制度を障害者が主体的に選択し、有効かつ積極的に活用していくための情報提供体制の充実を図ります。

#### (2) サービスの質の確保

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の各サービスを提供する事業者に対して、利用者に適切なサービスが提供されるよう指導・援助を行い、サービスの質の向上を図ります。

障害福祉サービスを実施するサービス提供事業者は「サービス管理責任者」を配置することになっています。サービスの質の確保に必要な知識、技能の向上を図るため、大阪府が実施する養成研修会の受講促進等を事業者に働きかけます。

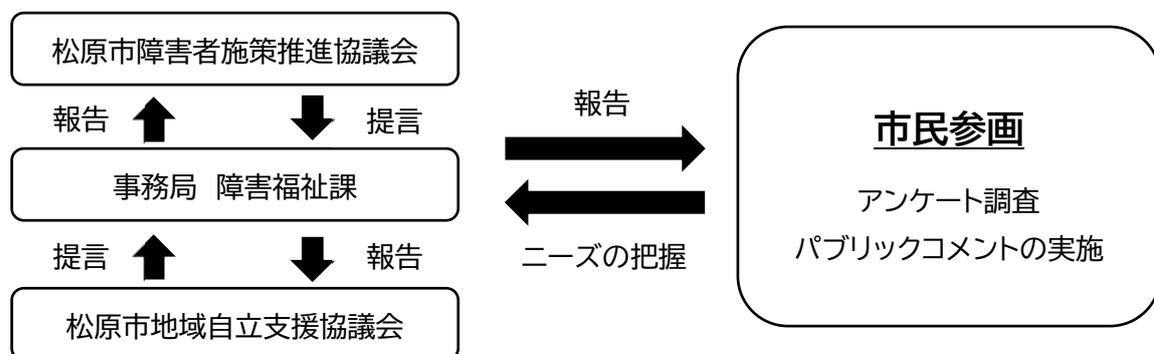
障害支援区分や支給決定が適正に実施されるよう、認定調査の聞き取りを十分に行うとともに、認定審査会での情報提供や意見交換を慎重に行います。さらに、障害者一人ひとりに適切なサービス利用計画が作成されるよう、相談支援事業者が行う相談支援事業の充実に努めます。

## 1 計画策定の体制

障害者団体関係者をはじめ、福祉・医療等の各分野の関係者、学識経験者等からなる「松原市障害者施策推進協議会」及び「松原市地域自立支援協議会」を設置し、新たな計画内容に関し議論を重ねました。

障害のある人を対象にアンケート調査を実施し、障害のある人の生活状況やニーズ、現行の施策・事業に対する評価などについて把握・分析を行いました。

アンケート結果を補完するため、市内の障害者支援事業所・障害者団体等を対象にヒアリング調査を実施するとともに、パブリックコメントの募集など、計画内容の見直しへの反映に努めました。



---

## 2 計画の策定経過

---

開催日	会議名
令和4年7月26日	令和4年度第1回松原市地域自立支援協議会
令和4年7月28日	令和4年度第1回松原市障害者施策推進協議会
令和5年2月8日	令和4年度第2回松原市地域自立支援協議会
令和5年2月9日	令和4年度第2回松原市障害者施策推進協議会
令和5年7月25日	令和5年度第1回松原市地域自立支援協議会
令和5年7月27日	令和5年度第1回松原市障害者施策推進協議会
令和5年11月7日	令和5年度第2回松原市地域自立支援協議会
令和5年11月9日	令和5年度第2回松原市障害者施策推進協議会
令和6年2月19日	令和5年度第3回松原市地域自立支援協議会
令和6年2月22日	令和5年度第3回松原市障害者施策推進協議会

---

## 3 松原市障害者施策推進協議会条例

---

昭和56年4月10日

条例第10号

改正 昭和56年7月20日条例第15号

平成6年3月31日条例第5号

平成15年6月30日条例第16号

平成16年12月27日条例第18号

平成23年10月11日条例第21号

### 松原市障害者施策推進協議会条例

#### (設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、本市に松原市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

#### (組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 市議会議員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 障害者
- (5) 障害者の福祉に関する事業に従事する者

#### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

#### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

#### (会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、自ら議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (施行の細目)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、心身障害者対策基本法の一部を改正する法律（平成5年法律第94号）附則第1項ただし書に規定する日（＝平成6年6月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の松原市中心身障害者対策協議会条例第2条第2項の規定により委嘱又は任命されている委員は、改正後の松原市障害者施策推進協議会条例第2条第2項の規定により委嘱又は任命された委員とみなす。

附 則（平成15年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第18号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。（平成19年規則第35号で平成19年5月14日から施行）

附 則（平成23年条例第21号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行期日から施行する。

## 4 松原市障害者施策推進協議会委員名簿

(敬称略)

氏名	団体名	備考
黒岡 一仁	松原市医師会	
芝池 淳	松原市障害者団体等活動協議会	
河本 晋一	松原市議会	令和4年10月1日から
三重松 清子	松原市議会	令和4年9月12日まで
平野 良子	松原市議会	令和4年9月12日まで
中尾 良作	松原市議会	令和4年9月12日まで
福嶋 光広	松原市議会	令和4年9月12日まで
篠本 雄嗣	松原市議会	令和4年9月12日まで 令和5年9月21日から
松井 育人	松原市議会	
村川 航介	松原市議会	令和4年10月1日から
久保 貴作	松原市議会	令和5年9月21日から
池田 幸則	松原市議会	令和4年10月1日から
依田 眞美子	松原市議会	令和4年10月1日から
中田 靖人	松原市議会	令和4年10月1日から
吉原 雅昭	大阪公立大学	
松村 優儀	松原市民生委員児童委員協議会	令和5年8月31日まで
菅沼 清重	松原市民生委員児童委員協議会	令和5年9月1日から 令和5年11月30日まで
宮本 幸男	松原市民生委員児童委員協議会	令和5年12月1日から
片岡 加代子	松原市聴力障害者協会	
川下 京子	松の実会	令和5年8月31日まで
徳田 町子	松原市肢体不自由児(者)父母の会	
川淵 厚子	バオバブファミリー	令和5年9月17日から
土田 弘子	つながる・まなぶ・えがおの子育て サンフラワー	令和5年9月17日から
石橋 敬志	社会福祉法人 風媒花	

氏名	団体名	備考
坂野 久和	社会福祉法人 松原市社会福祉協議会	
藤井 郁子	社会福祉法人 まつのみ福祉会	
宮下 光太郎	松原市教育委員会	令和5年8月31日まで
奥長 栄吾	松原市教育委員会	令和5年9月17日から

---

## 5 松原市地域自立支援協議会規則

---

平成24年12月21日

規則第70号

改正 平成26年3月7日規則第3号

令和2年5月18日規則第26号

令和2年11月17日規則第36号

### 松原市地域自立支援協議会規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置条例（昭和40年条例第20号）第2条の規定に基づき、松原市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

#### (構成)

第2条 協議会の構成は、全体会及び定例会とする。

#### (全体会の任務)

第3条 全体会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）に対する個別ケア会議（以下「個別ケア会議」という。）において課題又は問題となった事項を基にした困難事例への対応の在り方に関する事。
- (2) 地域の課題の的確な把握に関する事。
- (3) 地域に必要な社会資源の開発及び改善に関する事。
- (4) 松原市障害福祉計画に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障害者等の福祉の向上のため必要と認める事項

#### (定例会の任務)

第4条 定例会は、次の各号に掲げる事項について関係機関における連絡調整を行う。

- (1) 地域の関係機関がネットワークで取り組む基盤に関する事。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関する事。
- (3) 協議会の構成員の資質向上に関する事。
- (4) 障害者等の福祉の向上のため必要と認められる事項

#### (組織)

第5条 全体会は、委員20人以内で次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 指定相談支援事業者の代表者
- (2) 障害福祉サービス事業者の代表者
- (3) 保健・医療の関係者
- (4) 教育機関の関係者
- (5) 就労支援・雇用施策の関係者
- (6) 高齢者介護等の関係者
- (7) 障害者等及びその家族

- (8) 権利擁護の関係者
- (9) 関係行政機関の職員
- (10) 福祉部長
- (11) 健康部長

2 定例会は、前項各号に掲げる者のほか、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 指定相談支援事業者が推薦する者
- (2) 障害福祉サービス事業者が推薦する者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、指定相談支援事業者の代表者のうちから、全体会の会議において、委員の協議により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する全体会の委員がその職務を代理する。

(全体会)

第7条 全体会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 全体会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 全体会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 全体会は、個別の事項を協議するため、分野別の部会を設置することができる。

5 部会に属する委員は、会長が指名する。

(定例会)

第8条 定例会の会議は、会長が招集し、その議長は会長が指名する。

2 定例会の円滑な運営を図るため、それに運営会議を設置し、市の職員及び指定相談支援事業者が推薦する者をもって組織する。

(意見聴取)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、全体会又は定例会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第10条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、全体会又は定例会の運営に関し必要な事項は、会長がそれぞれ全体会又は定例会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 7 日規則第 3 号）  
この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 18 日規則第 26 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 11 月 17 日規則第 36 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

## 6 松原市地域自立支援協議会委員名簿

(敬称略)

氏名	団体名	備考
浅田 啓介	社会福祉法人まつのみ福祉会	
大平 英明	社会福祉法人風媒花	
平中 葉	社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 支援センターあまみ	
長谷川 薫	社会福祉法人バオバブ福祉会	
松川 誠	社会福祉法人松原市社会福祉協議会	
谷口 勝己	社会福祉法人四天王寺福祉事業団 四天王寺悲田院児童発達支援センター	令和5年3月31日まで
佐田谷 千奈美	社会福祉法人四天王寺福祉事業団 四天王寺悲田院児童発達支援センター	令和5年4月1日から
藤原 由典	社会福祉法人政和福祉会	
阪本 圭司	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団 地域生活総合支援センターおんど	
木村 信隆	社会福祉法人ひまわり	
森 奏	松原市教育委員会	令和5年4月18日まで
長尾 彰太郎	松原市教育委員会	令和5年4月19日から
石本 悦二	社会福祉法人ふたかみ福祉会 南河内北障害者就業・生活支援センター	
渡邊 成喜	医療法人徳洲会 松原徳洲会病院	
杉谷 美弥子	バオバブファミリー	
空山 登	新星会	
寺内 勉	松原市若い肢体障害者の会	
林 好	松原市障害児・者団体連絡会	
中尾 道晴	堺人権擁護委員協議会松原地区委員会	
中瀬 保	松原市福祉部長	
向井 貴子	松原市健康部長	

---

## 7 松原市手話言語条例

---

令和2年9月29日

条例第27号

### 松原市手話言語条例

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話は、日本語とは異なる独自の語彙・文法構造を持ち、手指やそれ以外の身体部位、空間を使って表す視覚言語である。ろう者にとって手話は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合い、知識を蓄え、文化を創造するために必要不可欠な言語として大切に育まれ、継承されてきた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことから、手話を使用することができる環境が整えられず、ろう者は、地域や職場などにおいてコミュニケーションが制限され、多くの不便や不安を感じながら生活せざるを得なかった。

こうした中で、国連総会で採択された障害者の権利に関する条約において、手話は言語であると定義されたことで、手話が言語として国際的に認知されることになった。我が国においても、障害者基本法(昭和45年法律第84号)において、手話は言語として位置付けられたが、手話に対する理解の広がりを未だ感じられる状況に至っていない。

手話が言語であるという認識に基づき、ろう者への理解の輪を広げ、手話の普及を行うことで、誰もが地域で支え合いながら安心して暮らすことができる市を目指し、この条例を制定するものである。

#### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるという認識に基づき、ろう者に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本事項を定めることにより、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む聴覚障害者をいう。

#### (基本理念)

第3条 ろう者に対する理解の促進及び手話の普及は、ろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有することを前提に、その権利を尊重することを基本理念として行わなければならない。

#### (市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、ろう者に対する理解の促進及び手話の普及に努めるとともに、日常生活及び社会生活において手話が使用できる環境づくりを推進することにより、ろう者の自立した日常生活及び地域における社会参加の促進に寄与できるよう努めるもの

とする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、ろう者に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供できるよう努めるとともに、ろう者が働きやすい職場環境を構築するよう努めるものとする。

(学校における手話の普及)

第7条 市は、学校において児童、生徒及び教職員が手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

2 市は、市民がろう者に対する理解を深めるため、学校教育において手話の理解が促進されるよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、次の各号に掲げる事項について方針を策定するものとする。

- (1) ろう者への理解の促進及び手話の普及に関する事項
- (2) 手話による情報発信及び情報取得に関する事項
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する事項
- (4) 手話通訳者の設置及び処遇の改善に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の方針は、市が定める松原市障害者計画（障害者基本法第11条第3項に規定するものをいう。）、松原市障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定するものをいう。）、その他障害者のための施策に関する計画と調和のとれたものでなければならない。

(意見の聴取)

第9条 市は、手話に関する施策の推進に当たって必要がある場合は、ろう者、手話通訳者その他関係者から意見を聴くものとする。

(財政措置)

第10条 市は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施行の細目)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 8 アンケート調査の実施概要

### 1. 調査の目的

「松原市第4次障害者計画」「第7期松原市障害福祉計画」「第3期松原市障害児福祉計画」の策定にあたり、障害者手帳所持者、手帳所持者以外の一般市民、障害福祉サービス提供事業所、市内で活動する障害者関係団体の現状や考えを把握し、計画策定や施策推進のための基礎資料を得ることを目的として調査を実施しました。

### 2. 調査設計

#### ■手帳所持者調査

調査対象	松原市在住の障害者手帳所持者1,000人を障害別・年齢別、等級別の順に按分して無作為抽出 ●身体障害者手帳所持者 620人 ●療育手帳所持者 200人 ●精神障害者保健福祉手帳所持者 180人
調査期間	令和4年9月5日(月)～9月30日(金)
調査方法	郵送により調査票を配布、郵送又はWEBにより回答

#### ■市民アンケート調査

調査対象	18歳以上の松原市在住の障害者手帳所持者以外1,000人を無作為抽出
調査期間	令和4年9月5日(月)～9月30日(金)
調査方法	郵送により調査票を配布、郵送又はWEBにより回答

### 3. 回収結果

#### ■手帳所持者調査

配布数	回収数	有効回答数		有効回答率
		郵送	WEB	
1,000件	539件	538件	428件 110件	53.8%

#### ■市民アンケート調査

配布数	回収数	有効回答数		有効回答率
		郵送	WEB	
1,000件	488件	488件	376件 112件	48.8%

## 9 ヒアリング調査の実施概要

### 1. 調査の目的

「松原市第4次障害者計画」「第7期松原市障害福祉計画」「第3期松原市障害児福祉計画」の策定にあたり、計画策定や施策推進のための基礎資料を得ることを目的としてアンケート調査及びヒアリング調査を実施したものです。

### 2. 調査設計

#### ■事業所調査

調査対象	松原市内の事業所・団体
調査期間	令和4年9月5日(月)～9月30日(金)
調査方法	郵送により調査票を配布、郵送又はWEBにより回答及びヒアリング

### 3. 回収結果

#### ■事業所調査

対象	配布数	回収数	有効回答数		有効回答率	対面ヒアリング
			郵送	WEB		
事業所	90件	69件	69件	40件	76.7%	12事業所
団体	16件	11件	11件	7件	68.8%	4団体

---

## 10 パブリックコメントの実施概要

---

### 1. パブリックコメントの目的

松原市第4次障害者計画、第7期松原市障害福祉計画及び第3期松原市障害児福祉計画を策定するにあたり、広くその素案を公表し、市民の意見等の提出という形で市民の参画の機会を保障するとともに、それらの意見等を反映させることを目的とします。

### 2. 募集期間

令和6年1月4日(木)から令和6年2月2日(金)まで

### 3. 意見提出状況

提出者数 3名

意見総数 16件

## 11 障害種別ごとの実績値

### 訪問系サービス

#### ① 居宅介護(ホームヘルプ)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	101人	109人	116人
		実績値	98人 (うち難病3人)	91人 (うち難病3人)	96人 (うち難病4人)
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	2,951時間	3,150時間	3,367時間
		実績値	2,673時間 (うち難病80時間)	2,472時間 (うち難病93時間)	2,747時間 (うち難病76時間)
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	82人	88人	94人
		実績値	71人	70人	68人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	821時間	877時間	937時間
		実績値	819時間	775時間	720時間
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	140人	148人	158人
		実績値	142人	145人	146人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	1,771時間	1,889時間	2,020時間
		実績値	1,713時間	1,648時間	1,767時間
障害児	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	4人	4人	5人
		実績値	4人	6人	5人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	37時間	39時間	41時間
		実績値	43時間	76時間	62時間

## ② 重度訪問介護

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	8人	9人	10人
		実績値	5人	5人	5人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	666時間	749時間	832時間
		実績値	672時間	1,017時間	1,160時間
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	1人	1人	1人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	0時間	0時間	0時間
		実績値	98時間	51時間	112時間
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	0時間	0時間	0時間
		実績値	0時間	0時間	0時間

## ③ 同行援護

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	47人	48人	49人
		実績値	42人	42人	45人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	1,166時間	1,191時間	1,215時間
		実績値	963時間	1,070時間	1,108時間
障害児	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	1人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	0時間	0時間	0時間
		実績値	13時間	0時間	0時間

#### ④ 行動援護

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	13人	13人	14人
		実績値	19人	26人	31人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	397時間	397時間	428時間
		実績値	508時間	626時間	755時間
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	0時間	0時間	0時間
		実績値	0時間	0時間	0時間
障害児	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	0時間	0時間	0時間
		実績値	0時間	0時間	0時間

#### ⑤ 重度障害者等包括支援

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	0時間	0時間	0時間
		実績値	0時間	0時間	0時間
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	0時間	0時間	0時間
		実績値	0時間	0時間	0時間
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	0時間	0時間	0時間
		実績値	0時間	0時間	0時間
障害児	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	0時間	0時間	0時間
		実績値	0時間	0時間	0時間

## ⑥ 短期入所

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	15人	17人	19人
		実績値	12人	12人	12人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	86人日	97人日	111人日
		実績値	90人日	97人日	85人日
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	53人	60人	67人
		実績値	39人	46人	47人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	392人日	442人日	495人日
		実績値	250人日	307人日	322人日
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	1人	1人	2人
		実績値	1人	2人	3人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	8人日	9人日	11人日
		実績値	12人日	2人日	28人日
障害児	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	2人	2人	2人
		実績値	3人	6人	12人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	2人日	2人日	2人日
		実績値	13人日	28人日	50人日

# 日中活動系サービス

## ① 生活介護

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	68人	74人	81人
		実績値	66人 (うち難病0人)	60人 (うち難病0人)	64人 (うち難病1人)
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	1,199人日	1,306人日	1,422人日
		実績値	1,193人日 (うち難病0人日)	1,100人日 (うち難病0人日)	1,130人日 (うち難病3人日)
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	209人	227人	248人
		実績値	223人	232人	231人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	4,223人日	4,599人日	5,009人日
		実績値	4,514人日	4,693人日	4,796人日
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	16人	18人	19人
		実績値	11人	13人	16人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	121人日	132人日	144人日
		実績値	161人日	197人日	249人日

## ② 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	3人	4人	4人
		実績値	1人 (うち機能1人)	1人 (うち生活1人)	2人 (うち機能1人、 生活1人)
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	36人日	40人日	45人日
		実績値	5人日 (うち機能5人日)	17人日 (うち生活17人日)	33人日 (うち機能14人日、 生活19人日)
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	13人	14人	16人
		実績値	12人 (うち生活12人)	9人 (うち生活9人)	8人 (うち生活8人)
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	270人日	303人日	346人日
		実績値	200人日 (うち生活200人日)	149人日 (うち生活149人日)	151人日 (うち生活151人日)
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	9人	10人	12人
		実績値	3人 (うち生活3人)	3人 (うち生活3人)	3人 (うち生活3人)
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	107人日	120人日	138人日
		実績値	43人日 (うち生活43人日)	49人日 (うち生活49人日)	42人日 (うち生活42人日)

※自立訓練については、第6期障害福祉計画では機能訓練と生活訓練を合わせて計画値を定めていました。

### ③ 就労移行支援

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	1人	1人	1人
		実績値	3人	4人	3人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	3人日	3人日	2人日
		実績値	53人日	64人日	49人日
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	15人	16人日	18人日
		実績値	16人	13人	14人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	306人日	336人日	368人日
		実績値	296人日	227人日	243人日
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	18人	20人	22人
		実績値	21人	20人	23人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	264人日	289人日	319人日
		実績値	368人日	325人日	380人日

### ④ 就労継続支援(A型)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	27人	27人	28人
		実績値	27人 (うち難病3人)	27人 (うち難病3人)	26人 (うち難病3人)
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	550人日	560人日	571人日
		実績値	546人日 (うち難病56人日)	544人日 (うち難病60人日)	519人日 (うち難病67人日)
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	28人	29人	30人
		実績値	26人	24人	28人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	582人日	594人日	607人日
		実績値	484人日	451人日	550人日
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	43人	45人	45人
		実績値	44人	48人	60人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	847人日	865人日	882人日
		実績値	784人日	837人日	1,034人日

⑤ 就労継続支援(B型)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	11人	12人	13人
		実績値	16人 (うち難病0人)	17人 (うち難病1人)	19人 (うち難病1人)
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	207人日	221人日	236人日
		実績値	261人日 (うち難病0人日)	263人日 (うち難病14人日)	307人日 (うち難病19人日)
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	133人	142人	151人
		実績値	148人	169人	173人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	2,743人日	2,933人日	3,123人日
		実績値	2,858人日	3,216人日	3,404人日
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	101人	108人	115人
		実績値	109人	120人	139人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	1,395人日	1,492人日	1,589人日
		実績値	1,673人日	1,853人日	2,248人日

## 居住系サービス

### ① 共同生活援助

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	6人	6人	7人
		実績値	6人 (うち難病0人)	6人 (うち難病1人)	6人 (うち難病1人)
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	154人	168人	181人
		実績値	168人	185人	203人
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	39人	42人	45人
		実績値	43人	50人	53人

### ② 施設入所支援

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	19人	19人	19人
		実績値	15人	16人	17人
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	48人	47人	47人
		実績値	49人	51人	50人
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	2人	3人	2人

### ③ 自立生活援助

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	3人
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	1人	1人	1人
		実績値	0人	0人	0人

## 相談支援

### ① 計画相談支援

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	49人	57人	67人
		実績値	39人 (うち難病2人)	45人 (うち難病2人)	43人 (うち難病1人)
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	115人	134人	156人
		実績値	95人	98人	113人
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	74人	86人	101人
		実績値	74人	73人	78人

### ② 地域移行支援

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	2人	2人	2人
		実績値	0人	0人	0人

### ③ 地域定着支援

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	1人	0人	0人
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	12人	12人	12人
		実績値	4人	2人	2人
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	1人	1人	2人
		実績値	1人	1人	1人

## 地域生活支援事業

### ① 移動支援事業

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	年間の利用実人数 (人/年)	計画値	78人	82人	87人
		実績値	46人	48人	45人
	年間の総利用時間数 (時間/年)	計画値	9,473時間	10,003時間	10,563時間
		実績値	6,403時間	6,366時間	7,263時間
知的障害	年間の利用実人数 (人/年)	計画値	267人	282人	298人
		実績値	154人	159人	170人
	年間の総利用時間数 (時間/年)	計画値	30,787時間	32,510時間	34,329時間
		実績値	18,751時間	21,313時間	22,346時間
精神障害	年間の利用実人数 (人/年)	計画値	41人	44人	46人
		実績値	30人	33人	39人
	年間の総利用時間数 (時間/年)	計画値	4,737時間	5,002時間	5,282時間
		実績値	2,909時間	4,452時間	6,222時間
障害児	年間の利用実人数 (人/年)	計画値	25人	26人	27人
		実績値	16人	19人	13人
	年間の総利用時間数 (時間/年)	計画値	2,368時間	2,501時間	2,641時間
		実績値	3,125時間	3,062時間	2,485時間

## 12 障害種別ごとの見込量

### 訪問系サービス

#### ① 居宅介護(ホームヘルプ)

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	95人 (うち難病4人)	95人 (うち難病4人)	96人 (うち難病4人)
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		1,615時間 (うち難病68時間)	1,615時間 (うち難病68時間)	1,632時間 (うち難病68時間)
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	68人	69人	69人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		1,156時間	1,173時間	1,173時間
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	147人	148人	149人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		2,499時間	2,516時間	2,533時間
障害児	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	5人	5人	5人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		85時間	85時間	85時間

#### ② 重度訪問介護

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	6人	6人	6人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		1,550時間	1,550時間	1,550時間
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	1人	1人	1人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		109時間	109時間	109時間
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		0時間	0時間	0時間

### ③ 同行援護

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	45人	46人	47人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		1,103時間	1,127時間	1,152時間
障害児	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		0時間	0時間	0時間

### ④ 行動援護

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	34人	37人	41人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		850時間	925時間	1,025時間
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		0時間	0時間	0時間
障害児	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		0時間	0時間	0時間

### ⑤ 重度障害者等包括支援

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		0時間	0時間	0時間
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		0時間	0時間	0時間
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		0時間	0時間	0時間
障害児	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		0時間	0時間	0時間

### ⑥ 短期入所

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	16人	17人	18人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		112人日	119人日	126人日
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	44人	46人	48人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		308人日	322人日	336人日
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	5人	6人	7人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		35人日	42人日	49人日
障害児	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	12人	13人	14人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		84人日	91人日	98人日

## 日中活動系サービス

### ① 生活介護

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	63人 (うち難病1人)	64人 (うち難病1人)	65人 (うち難病1人)
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		1,260人日 (うち難病20人日)	1,280人日 (うち難病20人日)	1,300人日 (うち難病20人日)
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	232人	233人	234人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		4,640人日	4,660人日	4,680人日
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	19人	20人	21人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		380人日	400人日	420人日

### ② 自立訓練(機能訓練)

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	1人	1人	1人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		17人日	17人日	17人日
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		0人日	0人日	0人日
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		0人日	0人日	0人日

### ③ 自立訓練(生活訓練)

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	1人	1人	1人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		17人日	17人日	17人日
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	10人	11人	12人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		170人日	187人日	204人日
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	3人	3人	3人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		51人日	51人日	51人日

### ④ 就労移行支援

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	3人	3人	3人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		54人日	54人日	54人日
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	16人	16人	16人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		288人日	288人日	288人日
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	21人	22人	23人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		378人日	396人日	414人日

### ⑤ 就労継続支援(A型)

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	27人 (うち難病3人)	27人 (うち難病3人)	27人 (うち難病3人)
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		513人日 (うち難病57人日)	513人日 (うち難病57人日)	513人日 (うち難病57人日)
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	31人	31人	31人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		589人日	589人日	589人日
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	59人	60人	61人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		1,121人日	1,140人日	1,159人日

### ⑥ 就労継続支援(B型)

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	21人 (うち難病1人)	23人 (うち難病1人)	26人 (うち難病1人)
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		378人日 (うち難病18人日)	414人日 (うち難病18人日)	468人日 (うち難病18人日)
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	194人	200人	206人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		3,492人日	3,600人日	3,708人日
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	160人	183人	205人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		2,880人日	3,294人日	3,690人日

## 居住系サービス

### ① 共同生活援助

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	7人 (うち難病1人)	7人 (うち難病1人)	7人 (うち難病1人)
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	225人	242人	259人
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	59人	67人	75人

### ② 施設入所支援

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	18人	17人	16人
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	52人	52人	52人
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	2人	1人	1人

### ③ 自立生活援助

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	5人	5人	5人
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人

## 相談支援

### ① 計画相談支援

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	44人 (うち難病1人)	44人 (うち難病1人)	45人 (うち難病1人)
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	117人	122人	127人
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	80人	82人	84人

### ② 地域移行支援

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	1人	1人	1人

### ③ 地域定着支援

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	2人	2人	2人
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	1人	1人	1人

## 地域生活支援事業

### ① 移動支援事業

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	年間の利用実人数 (人/年)	計画値	52人	60人	68人
	年間の総利用時間数 (時間/年)		8,060時間	9,300時間	10,540時間
知的障害	年間の利用実人数 (人/年)	計画値	170人	185人	200人
	年間の総利用時間数 (時間/年)		26,350時間	28,675時間	31,000時間
精神障害	年間の利用実人数 (人/年)	計画値	45人	60人	75人
	年間の総利用時間数 (時間/年)		6,975時間	9,300時間	11,625時間
障害児	年間の利用実人数 (人/年)	計画値	19人	25人	31人
	年間の総利用時間数 (時間/年)		2,945時間	3,875時間	4,805時間

---

## 13 用語解説

---

### ●アクセシビリティ

近づきやすさ、利用しやすさの意味で、障害者や高齢者の方を含め、身体の状態や能力の違いによらず、様々な人が同じように機器やサービスを円滑に利用可能であることを表す用語。

### ●医療的ケア

一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す。

### ●インクルーシブ教育

国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障害のあるなしに関わらず、全ての子どもが共に学び合う教育のこと。

本市においては、全ての子どもたちが「ともに学び、ともに育つ」学校づくりや集団づくりを進め、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うとともに、各学校園がユニバーサルデザインの視点を踏まえた授業の推進をしている。

### ●強度行動障害

激しい不安や興奮、混乱の中で、自傷、他害、多動、異食などの行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難な状態をいう。

### ●ケアマネジメント

支援を必要とする人に対し、福祉、保健、医療、教育、就労等の幅広いニーズに対して地域の社会資源を最大限活用し、障害福祉サービス等利用計画の作成に努め、適切なサービス支給を行うこと。

### ●高次脳機能障害

けがや病気等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害や注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害が生じ、これに起因して日常生活・社会生活への適応が困難になる障害。

### ●合理的配慮

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担が重すぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うこと。

### ●個別避難計画

避難行動要支援者(障害者、高齢者等)一人ひとりについて、避難先等の情報を記載した計画のこと。本市では、避難行動要支援者に該当している希望者に対して、避難先や避難経路、支援をしてくれる人などをあらかじめ取り決め、災害時における避難の確実性を高めるために計画の作成を進めている。

### ●支援教育(特別支援教育)

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点のもと、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育のこと。

## ●児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設のこと。

## ●精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

「地域包括ケアシステム」における、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方を、精神障害者のケアにも応用したもので、精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保される地域社会の体制。

## ●成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が困難な者について、不利益を被ることのないように財産や権利を守るための制度。

## ●早期療育

障害のある児童の育成について、できるだけ早期に、適切な医療的リハビリテーション、指導訓練などの療育を行うことにより、障害の軽減及び基本的な生活能力の向上を図り、自立と社会参加を促進すること。

## ●地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。

## ●地域自立支援協議会

障害のある人等への支援の体制の整備を図るため、関係機関や関係団体により構成される、障害者総合支援法に規定される法定協議会のこと。地域における障害のある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等と密に連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。本市では、松原市地域自立支援協議会がその役割を担っている。

## ●バリアフリー

障壁(バリア)となるものを取り除くことをいう。床の段差の解消や手すりを設置するなど、物理的な障壁だけではなく、近年では、全ての人の社会生活を困難にしている社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられている。

本市においても、物理的な障壁を除去するだけでなく、「障害者週間」等でのイベントを通じて、広く市民へ心のバリアフリー(心理的な障壁を除去する)の意識の醸成に寄与する取組を推進している。

## ●避難行動要支援者名簿

災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿で、市町村は「災害対策基本法」に基づき作成を義務付けられている。

本市では、身体障害者手帳1, 2級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている者、難病患者、介護保険における要介護認定 3 以上の方を対象に、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時の避難に支援を必要とする、要支援者の情報を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成している。

## ●福祉避難所

災害時において、高齢者や障害者など、一般の避難所生活において特別な配慮を必要とする方々が滞在できる設備を整えた施設で、必要に応じて開設される。

## ●ペアレントトレーニング

保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解し、発達障害等の特性を踏まえた褒め方や叱り方を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とするもの。

## ●ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたプログラムのこと。発達障害やその傾向のある子どもを持つ保護者だけでなく、様々な悩みを抱える多くの保護者に有効とされている。

## ●ペアレントメンター

メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関するトレーニングを受けた保護者が、子育てにおいて悩みを抱える保護者などに対して情報提供や体験談を話すなど共感的な支援を行う。

## ●法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO 法人などの法人が成年後見等になり、個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

## ●法定雇用率

障害者雇用促進法に基づき、従業員が一定数以上の規模の事業主に対して、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を一定率以上になるよう義務付けている割合。令和5年度の 2.3%から、令和6年度 2.5%、令和8年度 2.7%と段階的に引き上げられる。

## ●ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

## ●要約筆記

意思疎通手段の1つで、聴覚障害のある方に、話の内容を要約しつつ、文字にして伝える筆記通訳のこと。

## 障害に関わる各種マーク等

<p><b>障害者のための国際シンボルマーク(車いすマーク)</b></p> <p>障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマーク</p>		<p><b>「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク</b></p> <p>白杖を頭上に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマーク</p>	
<p><b>身体障害者標識(身体障害者マーク)</b></p> <p>肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマーク</p>		<p><b>障害者雇用支援マーク</b></p> <p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者就労支援を認めた企業・団体に対して付与する認証マーク</p>	
<p><b>聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)</b></p> <p>聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマーク</p>		<p><b>ヘルプマーク</b></p> <p>義足や人工関節使用者、内部障害や難病、妊娠初期の方などが周囲に配慮を必要としていることを知らせるマーク</p>	
<p><b>盲人のための国際シンボルマーク</b></p> <p>視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられるマーク</p>		<p><b>耳マーク</b></p> <p>聴覚に障害があることを示し、配慮を求める場合などに使用されているマーク</p>	
<p><b>ほじょ犬マーク</b></p> <p>身体障害者補助犬法の理解促進を目的としたマーク</p>		<p><b>松原市ヘルプカード</b></p> <p>松原市では、令和3年に障害のある人等が、必要な配慮を書き込み常に身につけておくことで、緊急時や災害時、日常生活の中で困った時に、周囲の配慮や援助を受けやすくするためにヘルプカードを作成しました。</p>	
<p><b>オストメイトマーク</b></p> <p>人工肛門・人工膀胱を増設している人(オストメイト)のための設備があることを表すマーク</p>		<p><b>ハート・プラスマーク</b></p> <p>内部障害を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマーク</p>	

---

---

松原市第4次障害者計画  
第7期松原市障害福祉計画及び  
第3期松原市障害児福祉計画

発行年月:令和6年3月

発行:松原市 福祉部 障害福祉課

住所:〒580-8501 松原市阿保1丁目1番1号

TEL:072-334-1550(代表)

FAX:072-337-3007

Email:[syougaifukushi@city.matsubara.osaka.jp](mailto:syougaifukushi@city.matsubara.osaka.jp)

---

---